

まちおこし政策課

↓ 29 年 10 月 1 日現在

課長

出口 敏彦

企画政策グループ長

大塚 英昭

まちおこしグループ長

清 紀文

1. 課の役割

まちおこし政策課は、企画政策グループ、まちおこしグループで構成されています。各グループの業務内容は下記のとおりです。

【企画政策グループ】

第5次新富町長期総合計画に掲げる主要施策の実現に向けて、1. 総合計画の実効性確保 2. 政策立案・調整 3. 男女共同参画 4. 統計調査 5. 市町村合併の研究 6. 広報広聴などの役割を担っています。

【まちおこしグループ】

商工観光業の振興、企業誘致の促進など新富町のまちおこしの推進に向けて、商工業の活性化、企業誘致、地場産業育成、地域住民との協働の推進、地域活性化、ボランティアの連絡調整、観光資源の開発及び宣伝、花の里づくり、各種イベントの開催、商店街活性化などを積極的に実践する役割を担っています。

2. 個別事業とその目標

① コミュニティバス事業

(第1節 暮らし・環境_I 生活環境_1 暮らしのインフラ)

◆ 移動手段を持たない方に対し、日常生活に必要な交通手段として町内全域にコミュニティバスを運行します。

【評価】

△

【検証】

計画どおりの運行を行い、延べ6,438名の利用がありました。今後も利用者ニーズに応えることが出来るよう、ダイヤ改正や路線検討しつつ、更なる利便性向上と利用増進を図ります。

【方向性】

現状維持

【理由】

今後はデマンド交通も検討しつつ、国の基金事業の活用により、効率的な事業の調査研究を行います。

② 地域おこし協力隊の受入

(第1節 暮らし・環境_I 生活環境_4 住宅、公園、緑地、環境美化)

◆ 都市部からの住民を地域おこし協力隊員として受け入れ、地域活性化に貢献してもらうとともに定住の促進を図ります。

【評価】

【検証】

○	若者の交流促進イベントを企画・運営するなど地域の活力を生み出す取組を展開しました。 また、任期満了後の地域おこし協力隊員2名は、町内に定住するとともに、起業支援補助金を活用し、起業しました。 ＜活動内容＞ ・大学生の農業実習体験受入、きらりマルシェ、きらり音楽祭、ご当地グルメコンテスト等の企画・運営 ・その他、地域振興の各種イベントへの参加等
【方向性】 現状維持	【理由】 来年度、新たな地域おこし協力隊員を募集し、これまでに培った企画・運営ノウハウ、地元住民との協力関係を活かして、さらなる地域の活性化に取り組みます。

③ ボランティア公募の推進

（第3節 教育・文化・人づくり _VIボランティア・男女共同参画 _1 ボランティア団体・活動への支援）

◆ 各種ボランティアについて、公募を行っていきます。 ◆ ボランティア協議会との密な連携を図りながら、草刈りやまつり、イベント等のボランティアの確立を推進します。	
【評価】 △	【検証】 まつりや草刈等のボランティアについては、関係団体や地元有志らと連携して行いました。 今後も地域資源を活用した地域活性化やイベントの継続には、関係団体との連携が必要不可欠です。イベント等では、学生ボランティアを確保するなど新しい団体とのつながりを作るのが課題です。
【方向性】 現状維持	【理由】 新富町の地域振興においてもボランティア活動は必要不可欠です。 ボランティア活動が、既存関係団体のみに負担のいかないように考慮しつつ、新しい関係先も探す作業を続けていきます。

④ 男女共同参画の推進

（第3節 教育・文化・人づくり _VIボランティア・男女共同参画 _2 男女共同参画の推進）

◆ 新富町男女共同参画計画に基づき、男女共同参画社会の形成に向けて理解を深めるための広報活動に取り組みます。 ◆ 政策・方針決定に男女の意見がそれぞれ反映されるよう、各種審議会等へ女性の参画を推進します。	
【評価】 ○	【検証】 広報誌やホームページを通じて男女共同参画週間等の啓発に努めました。 また、平成30年度から平成34年度までの5年間に取り組む施策の

	方向と内容を定めた「第2次新富町男女共同参画計画」を策定しました。 今後も各行政委員会への女性の積極的な登用に取り組むとともに、人材育成や掘り起しが必要です。
【方向性】 現状維持	【理由】 見直しを行った第2次新富町男女共同参画計画に沿って男女が共に社会参画できるよう推進、啓発に努めます。

⑤ 地元商店街等との連携	
(第4節産業・経済_Ⅲ商業、サービス業、工業_1商店街の活性化)	
◆ 地元商店街等が地元の活性化のために企画・運営するイベントを支援します。 ◆ 新富町商業共同組合と連携し、ギャラリーしんとみの企画内容の充実を図り、新富町の文化芸術を情報発信するとともに、地域資源を活用した様々なイベントを通じて新富町の魅力をアピールします。 ◆ 九州各県対抗少年相撲大会などの各種イベントを通じて、地元商店街等での消費喚起を図ります。	
【評価】 △	【検証】 ギャラリーしんとみの作品展示会や新富町商業協同組合のイベント等を支援することで商店街が中心となった賑わいを創出できました。 イベントに、地元飲食店に参加してもらうことで町内外の方にPRし、消費喚起を促進しました。様々な人に活性化に係る事業に参加してもらうことが課題です。
【方向性】 現状維持	【理由】 今後もイベントを継続させ、商店街から新富町をPRしていく環境を作ります。

⑥ 商工業の振興	
(第4節産業・経済_Ⅲ商業、サービス業、工業_1商店街の活性化)	
◆ 新富町商工会と連携し、中小企業、小規模事業者及び創業の支援のための体制強化を図ります。 ◆ 商工会青年部・女性部の活動を促進し、地元経済を担う後継者の育成、交流の活性化に取り組めます。 ◆ 中小企業及び小規模事業者のための町融資制度を実施し、金融機関と連携し中小企業等の資金調達を支援します。 ◆ 商工業振興補助金により、意欲のある事業所の経営基盤強化、人材育成等を支援します。 ◆ ハローワーク高鍋(高鍋公共職業安定所)が提供するハローワーク求人情報を町ホームページに掲載します。	
【評価】 ○	【検証】 商工業振興補助金による事業者の活動支援及び創業支援の補助項目を

	創設し、商工会と連携して町内に創業する事業者へ創業支援を行いました。 町融資制度を利用しやすく改正し、事業者の資金調達を支援しました。今後も地域経済を支える商工業の振興を図るため、意欲的な事業者の経営改善や人材育成を推進することが必要です。
【方向性】 拡充	【理由】 町内事業者の円滑な経営改善を推進するため補助制度の改善を行うとともに、一般財団法人こゆ地域づくり推進機構及び商工会と創業の取組支援を強化します。

⑦ 企業誘致の推進

(第4節産業・経済_Ⅲ商業、サービス業、工業_1商店街の活性化)

◆ 新たな工業団地確保のための候補地の研究とあわせ、町外からの企業誘致に取り組みます。 ◆ 西都・児湯地区企業立地促進協議会を核として広域的な企業誘致活動に取り組みます。 ◆ 町内立地企業の事業・取引の拡大による経済波及を促進するため、町内立地企業の増設等の支援に取り組みます。 ◆ 町内立地企業のニーズに迅速に対応するための企業訪問活動、町内立地企業間の交流促進を図るための懇談会等に取り組みます。	
【評価】 ○	【検証】 企業立地促進条例に基づき、町内立地企業の設備等の増設1件を認定し事業拡大を支援しました。 また、町内立地企業1社の地域未来投資促進法（略称）による地域経済牽引事業計画の県への承認及び国への確認申請を支援し、事業拡大に繋げました。 今後も町内立地企業のニーズ把握に努めるとともに、県・関係機関との連携を図りながら町外企業誘致に関する情報収集に努めます。
【方向性】 現状維持	【理由】 企業誘致は地域経済の活性化、雇用の創出等に寄与する重要施策であり、今後も企業誘致の促進、町内立地企業の育成に取り組む必要があります。

⑧ こゆ地域づくり推進機構による日本版DMO形成事業

(第4節産業・経済_IV観光)

◆ こゆ地域づくり推進機構が核となり、地域資源を活用した商品開発、地場産品の物販販売、生産者・事業者等の経営力強化のための人材育成、観光・移住を絡めた定住促進に取り組みます。	
【評価】	【検証】

○	29 年 4 月に設立した「こゆ地域づくり推進機構」を核として、意欲的な生産者・事業者と連携し、商品開発、物品販売、人材育成、定住促進を図りました。
【方向性】 拡充	【理由】 新商品の拡大、新規販路開拓に取り組むとともに、人材育成として、意欲的な生産者・事業者の技術・経営のスキルアップに取り組みます。 また、観光・移住で人を呼び込むために情報収集及び情報発信を行い、空き家利用に向けた運営に取り組みます。

⑨ こゆ地域づくり推進機構による観光推進・駅乗車券販売・ふるさと納税推進事業	
(第 4 節産業・経済 _IV 観光)	
◆ こゆ地域づくり推進機構が日向新富駅における乗車券販売を運営します。 ◆ 観光イベント運営等のほか、地場産品を活用したふるさと納税の推進に取り組みます。	
【評価】 ○	【検証】 こゆ地域づくり推進機構は、日向新富駅における乗車券販売をはじめ、座論梅梅まつりイベント、アカウミガメツアーの開催やMR T グルメコンテストへの出店をはじめ、フェイスブック、新聞紙面、テレビ等を通じて広報を行う等、観光イベント運営をしました。 また、ふるさと納税については、返礼商品及び集客向上の取組をはじめ、ふるさと納税窓口の増加及び都内でのPR等積極的な活動を行い、ふるさと納税額は2倍以上に伸び、9億円を超えました。
【方向性】 拡充	【理由】 地域に活力を生み地方経済の成長及び生産活動の拡大を図るため、更なる事業展開に取り組みます。

⑩ 新富温泉「サン・ルピナス」の集客	
(第 4 節産業・経済 _IV 観光)	
◆ 新富温泉「サン・ルピナス」の集客を図るため、指定管理者と連携し、PR活動を積極的に行います。 ◆ お客様の声を大切にし、お客様のニーズにあったサービスをより一層強化します。 ◆ 施設を気持ちよく利用していただけるよう老朽化による修繕を迅速に行います。	
【評価】 △	【検証】 指定管理者が利用者を増やすためのPRを積極的に行いました。平成29年度来場者は122,070人（対前年度比321人減）でしたが売り上げ増となりました。レジオネラ属菌発生により、露天風呂改修を行いました。利用者の安全を確保しつつ、老朽化した施設の修繕を適切に行うことが必要です。
【方向性】	【理由】

現状維持	指定管理者と連携をして、PR活動の継続と老朽箇所の早期発見、対応に努めます。
------	--

⑪ 魅力ある観光の振興	
(第4節産業・経済_IV観光)	
◆ さいとこゆ観光ネットワークと連携し、広域連携による観光PRやイベント運営に取り組みます。	
【評価】 ○	【検証】 西都・児湯観光活性の一環として昨年同様芝桜景勝地、六社連合大神事や鍋合戦に取り組みました。 新たにサイクリングイベントにも取り組み、県内外からの参加者へ地元食材を提供しPR活動に取り組みました。 今後も地域観光資源の磨き上げや効果的なプロモーションに組み込み、交流人口の更なる拡大に繋げることが課題です。
【方向性】 現状維持	【理由】 さいとこゆ観光ネットワークとの連携を継続し、町内及び広域の観光資源の更なる磨き上げや、継続的に交流人口を増やしていける観光の振興に取り組みます。

⑫ 長期総合計画の実効性の確保	
(第5節ビジョンを実現するための行政の取り組み_I 行財政_1 長期総合計画の実効性の確保)	
◆ 基本構想および基本計画に基づく施策について、毎年度の事業実施計画書を作成するとともに、前年度の検証を実施し、公表します。 ◆ 基本構想に基づく平成30年度から向こう4か年の後期基本計画を策定します。	
【評価】 △	【検証】 基本計画に基づく施策について、28年度実施事業の評価・検証を行うとともに、29年度の事業実施計画書を作成し、ホームページに公表しました。 後期基本計画については29年度策定予定でしたが、町長の交代もあり、30年度に策定することとなっています。
【方向性】 現状維持	【理由】 各課の事業実施計画及び検証を行い効果的な事業実施に努め、町民の皆様に公表していきます。 また、基本構想及び基本計画に示された目指すべきまちの姿（ビジョン）の実現のための事業実施に取り組み、長期総合計画の実効性を確保します。 中期計画からの修正や、町長の公約等を反映した、後期計画を速やかに策定します。

⑬ 広報誌等による情報提供の充実	
(第5節ビジョンを実現するための行政の取り組み _Ⅱ町民参加の推進_1 行政情報の公開)	
◆ 町広報誌、町のホームページの活用により町民への情報提供の充実を図ります。	
【評価】 ○	【検証】 お知らせ版を毎月2回、カラー版の広報しんとみを奇数月に発行し、行政情報や町内の出来事を広報しました。町のホームページやFacebookでも、より身近な出来事を掲載するよう努めました。
【方向性】 現状維持	【理由】 広報誌をはじめ、ホームページやFacebookの更新に努め、町民等に必要情報を発信します。

⑭ 地域づくり事業の推進	
(第5節ビジョンを実現するための行政の取り組み _Ⅱ町民参加の推進_2 町民参画のまちづくり)	
◆ まちづくり条例に基づく一般枠・イベント開催枠を広く町民に周知し、一般枠のさらなる実績増を目指します。	
◆ まちづくりを推進するためのリーダーの発掘・育成に取り組みます。	
【評価】 △	【検証】 自治組織による地区の活動やまちづくり団体を支援し、魅力ある地域づくりを促進しました。花火大会やまつりしんとみなどのイベント開催についても支援しました。 その一方で、イベントの実行委員メンバーが集まらないなどがありました。今後の周知活動やリーダーの発掘・育成が課題です。
【方向性】 現状維持	【理由】 補助金の継続を行い、既存団体の活動継続をし、新規のまちづくり団体を探します。町民参画によるまちづくりを推進していきます。

⑮ 若者連絡協議会等の活動推進	
(第5節ビジョンを実現するための行政の取り組み _Ⅱ町民参加の推進_2 町民参画のまちづくり)	
◆ 新富町の青年団体の集合体である若者連絡協議会を積極的に支援・助言を行い、町内若者組織強化を図り、若者による地域づくりを推進します。	
◆ 町民参加による花の里づくりを推進し、魅力ある景観づくりと町民交流によるコミュニティ強化を促進します。	
◆ 新富出身者等で構成する新富会関東支部の活動を支援します。	
【評価】 △	【検証】 若者連絡協議会は一ツ瀬川花火大会の実行委員会を務めました。しかし、花火の参加のみになっており、新たな業務に取り組めませんでした。 花の里づくりは、鳥対策を行い、被害を最小に抑えられ、無事に開花

	しました。新富会関東支部も新富町商工会が総会に参加するなど、活動の活性化支援ができました。
【方向性】 現状維持	【理由】 若者連絡協議会は、年間活動の見直しを行います。 関東支部の活動も継続して支援します。

総務財政課

↓ 29 年 10 月 1 日現在

課長	青木 和宏
総務行政グループ長	井下 喜仁
財務管財グループ長	猪野 博行
情報政策グループ長	川西 雅也

1. 課の役割

総務財政課は、総務行政グループ、財務管財グループ及び情報政策グループで構成され、議会、町例規、区長会、選挙、情報公開、財政（予算・決算）、行財政改革、財産管理、入札事務、情報通信網の整備、新富町ホームページの管理、行政情報システムに関することなど行政の総合的な役割を担っています。

2. 個別事業とその目標

① 町内 IT 化の促進

（第 1 節 暮らし・環境 _ I 生活環境 _ I 暮らしのインフラ）

◆ 光ファイバーによる情報通信基盤を活用した ICT による安全・安心なまちづくりのための、調査、研究、支援を行います。

- ① ICT 利活用における全般的な支援業務
- ② 他市町村における ICT 利活用の現状調査、研究等
- ③ システム導入した場合の成果、コスト等の研究
- ④ ICT 街づくりにおける推進体制の支援等

【評価】 △	【検証】 関係各課と今後の取り組みについて検討を行ったが、実現できませんでした。
【方向性】 現状維持	【理由】 今後も各課と協議を行い、NTTなどの民間企業からも情報提供をいただきながら、具体的な取り組みの方法を検討していきます。

② 行政情報の公開

（第 5 節 ビジョンを実現するための行政の取り組み _ II 町民参加の推進 _ I 行政情報の公開）

◆ 町の財政状況について、予算（決算）議決（認定）ある後、速やかに広報誌及び町のホームページに掲載し、情報公開に努めます。

【評価】 ○	【検証】 予算・決算の状況については、しんとみ財政事情を 5 月と 10 月に作成し、また、当初予算、各補正予算成立後には、主な事業を抜粋したものを広報誌及びホームページに掲載し随時町民への周知を行いました。
【方向性】	【理由】

現状維持	今後も予算、決算の状況等を広報誌、ホームページ等で情報提供を行い、町民へ広く周知していく必要があるため。
------	--

③ 地区（自治会）加入の推進

（第5節ビジョンを実現するための行政の取り組み _II 町民参加の推進_2 町民参画のまちづくり）

- ◆ 地域に愛着を持ち、環境整備や防犯・防災、青少年育成などに主体的に活動できる地区組織拡充のため、転入者に対しての地区加入チラシを配布し、地区加入の推進を図ります。

【評価】 △	【検証】 町民こども課の窓口で地区加入促進を目的として、転入者に対して地区加入文書の配布、町内に住宅を新築された方に地区等の加入要件とした定住促進補助金の交付を行いました。 また、町内のスーパー、コンビニ等にも地区加入の文書を配布し、町民への啓発を行いました。
【方向性】 拡充	【理由】 今後も地区加入率の向上、組織拡大を図るため。

④ 財政運営の効率化

（第5節ビジョンを実現するための行政の取り組み _III 行財政運営の効率化_1 財政運営の効率化）

- ◆ 財政運営の効率化を図るため、歳出費目の無駄の洗出しを行い、予算に反映します。
- ◆ 事業の必要性の検討を行うとともに優先順位を決め、歳出の安定化を図り、予算に反映させます。
- ◆ 国・県補助金を活用することにより財源を確保し、財政運営の健全化を図ります

【評価】 ○	【検証】 当初予算編成時より各補正予算まで、歳出全般にわたる徹底した見直しを行い、規律ある財政運営を堅持しながら、将来への投資や暮らしに身近な事業へ財源の重点的配分に努めました。 また、地方債借り換えにより地方債の圧縮を行いました。
【方向性】 現状維持	【理由】 財政運営の効率化を図るため、今まで以上に歳出費目の無駄の洗出しが必要なため。

⑤ 財源の確保

（第5節ビジョンを実現するための行政の取り組み _III 行財政運営の効率化_2 財源の確保）

- ◆ プライマリーバランス（町債発行額を除く歳入と、公債費を除く歳出の差で、基礎的な財政収支を示すもの）の黒字を維持し、財政健全化指数等も注視しながら引き続き健全な財政運営の維持を図ります。

【評価】	【検証】
------	------

○	償還額以上に借入をしないことを基本とし、プライマリーバランスの黒字化を今後も維持していきます。 また、財政健全化指数等も注視し、事業の対象となる基金、国県補助金、町債発行額等についても十分に考慮し財源の確保を図りました。
【方向性】 拡充	【理由】 健全な財政運営を行っていくためには、財源の確保が必要となります。 今後も積極的に補助事業を活用し財源の確保に努めていく必要があるため。

⑥ 行政運営の効率化

(第5節ビジョンを実現するための行政の取り組み _Ⅲ行財政運営の効率化_3 行政運営の効率化)

- ◆ さらなる行政運営の効率化を目指し、行政需要に対応した機構改革を実施し、業務内容に応じた職員構成、適正な人員配置に取り組みます。

【評価】 △	【検証】 機構改革は実施しなかったが、今後の効率的な行政運営のため、各課・局が抱えている行政課題等の意見集約等を行いました。
【方向性】 現状維持	【理由】 今後も満足度の高い行政サービス提供のため、機構改革を行い、常に適正な人員配置となるように取り組む必要があるため。

⑦ 職員の資質の向上

(第5節ビジョンを実現するための行政の取り組み _Ⅲ行財政運営の効率化_4 職員の資質向上)

- ◆ 職員の資質の向上のため次の事業に取り組みます。
- ① 人事評価制度を更に充実させ、人材育成を図ります。
 - ② 宮崎県との人事交流を行います。また、県市町村課へ職員を派遣します。
 - ③ 市町村研修センターの実施する研修に参加します。
 - ④ 町独自の派遣研修を積極的に行います。
 - ⑤ 職員に対する独自研修を充実させます。
 - ⑥ 職員の心身にも気を配り、メンタルヘルスやカウンセリングを行います。

【評価】 ○	【検証】 全職員を対象に人事評価制度研修を実施しました。 宮崎県との人事交流及び県（福岡事務所）へ職員の派遣を行いました。 市町村研修センターの実施する研修への参加促進及び本町で2回のブロック研修を行いました。このほか、職員独自で企画実施する先進地研修及び町独自の研修を行いました。 メンタルヘルスやカウンセリングについては、チラシ等で啓発のほか、職員を対象にカウンセリングを実施し、また全職員を対象に独自のメンタルヘルス研修会を行いました。
------------------	---

【方向性】 拡充	【理由】 多様化する住民ニーズに対応するため、効率・効果的な行政運営が求められるため。
-------------	--

防災基地対策課

↓ 29 年 10 月 1 日現在

課長

太田 功

危機管理基地対策グループ長 後藤 朋巳

1. 課の役割

防災基地対策課は、消防防災、交通安全等の危機管理業務を行い、基地が原因で生ずる障害等の防止策、補償、また米軍再編に係る国との連絡調整や自衛官の募集事務等の総括窓口を担っています。

2. 個別事業とその目標

① 防火意識向上の推進

(第1節 暮らし・環境_I 生活環境_2 消防、救急、防災、交通安全、消費者行政)

◆消防組織の充実

①消防団員の確保を図ります。

②女性消防団（ラッパ隊員）の加入促進を図ります。

◆東児湯消防組合と連携し、住宅用火災報知器の設置率向上を図ります。

◆消防機庫（第1分団第3部）を建築します。

【評価】

○

【検証】

消防団員数は平成29年4月1日時点で前年度比7名減の253名でした。
住宅用火災報知器の設置については、お知らせ版や消防団の火災予防巡回時に広報活動を行い、設置率向上を図りました。
消防機庫（第1分団第3部）更新し、消防防災拠点の更新を図りました。

【方向性】

拡充

【理由】

地域の安全・安心に寄与するため、消防団員の確保と消防装備の充実に努めます。

② 救急体制の強化

(第1節 暮らし・環境_I 生活環境_2 消防、救急、防災、交通安全、消費者行政)

◆ 関係機関と連携し、消防や救急活動に必要な車両や資機材、人材の確保を図ります。

◆ 関係機関と連携したドクターヘリの運用を行います。

【評価】

○

【検証】

患者をいち早く医療機関へ搬送するため、東児湯消防組合などと連携を図りました。

【方向性】

現状維持

【理由】

今後も関係機関等と連携し、救急体制等の体制づくりを行います。

③ 住民と一体となった防災体制の構築の推進

(第1節 暮らし・環境_I 生活環境_2 消防、救急、防災、交通安全、消費者行政)

◆ 自主防災組織設立の環境づくり

- ① 区長会等で組織づくりのための情報を提供します。
- ② 年間10地区以上の自主防災組織設立を目指します。
- ③ 自主防災組織、消防団等で県が行う防災士養成研修を受講し、地域等における防災リーダーの育成を図ります。なお、資格取得に必要な防災士試験受験料と防災士認証申請料を助成します。

◆ 自主防災組織への活動支援

- ① 防災意識向上のため自主防災組織を中心に、消防署、消防団と合同での防災訓練や各種研修・講習会を開催します。
- ② 自主防災組織を結成した地区に対して、発電機や投光機等の防災資機材を配置します。

【評価】 △	【検証】 ＜自主防災組織設立の環境づくり＞ 自主防災組織設立に向けた説明を区長会等で行い、防災に関する出前講座を2地区で行い、平成29年度は2地区で設立されましたが、目標の年間10地区以上の設立は達成できませんでした。 防災士資格取得に必要な受験料及び認定申請料を町が負担し、町民が資格を取得しやすくすることで地域防災リーダーの育成を図り、新たに町内で6名が防災士の資格を取得されました。 ＜自主防災組織への活動支援＞ 自主防災組織を結成した6地区へ、災害発生時に救助や避難所運営に必要な資機材一式を貸与しました。 町民が主体となる「自助・共助」への理解を高め、自発的な防災意識の醸成が今後の課題です。
【方向性】 拡充	【理由】 被災直後の人命救助や避難所の運営を行う上で、町民が主体となる「自助・共助」を充実させることは、特に重要です。 しかし、自主防災組織については、毎年増加はしているものの34地区（町内62地区）の結成にとどまっており、組織結成のための支援が必要です。 また、地域や企業等における防災リーダー（防災士）の育成も重要であり、今後も継続して支援を行います。

④ 災害時体制の強化の推進

(第1節 暮らし・環境_I 生活環境_2 消防、救急、防災、交通安全、消費者行政)

◆ 総合的な災害時体制の強化

① 福祉課と協力して避難行動要支援者リストと個別支援計画の作成を検討します。 ② 災害時の物資提供等の体制を確立するため、関係事業所との支援協定を計画的に締結していきます。 ③ 災害時の避難者のため、3日間程度の食料を5年間かけて備蓄します。 ④ 地域住民と連携した避難訓練を実施します。 ⑤ 防災行政無線（屋外）の計画的な更新を行います。 ⑥ 大規模災害発生時の救援物資等の受け入れをスムーズに行うための「受援計画」を検討します。	
【評価】 ○	【検証】 要支援者リストは福祉部門で作成中であり、支援計画は作成できませんでした。 備蓄食料は、宮崎県備蓄基本指針に基づき年次更新をしています。備蓄食料に加え、災害時の生活必需品等の備蓄も進めることができました。 防災行政無線については、更新できるよう、継続的に計画作成しています。 災害時の初動対応について定めた新富町業務継続計画（BCP）を作成しました。
【方向性】 拡充	【理由】 備蓄食品を宮崎県備蓄基本指針に基づき年次計画で確保し、3日間程度の食料確保と、各種消耗品を確保していきます。 また、避難訓練を充実させ、どの地域の誰が避難に支援がいるのかなどを検証し、リスト作成に努めます。

⑤ 安心安全な町づくりの推進

（第1節 暮らし・環境_Ⅰ 生活環境_2 消防、救急、防災、交通安全、消費者行政）

- ◆ 地域住民等から設置要望があった箇所に防犯灯を設置します。また、機器の長寿命化と電気料の負担軽減を図るため、照明器具にLEDを採用します。
- ◆ 青色パトロール車を活用し、危機管理専門員・防犯パトロール員による巡回及び講話を実施します。
- ① 交通安全運動期間に合わせて、高齢者クラブを対象とした「あおぞら教室」を開催し、交通安全・防犯に関する講習会を年間6回程度実施します。
- ② 毎月約10世帯程度独居高齢者宅等への訪問を行います。
- ③ 防犯・交通安全教室を開催する学校や保育所（園）において、不審者対策の防犯教室と交通安全教室を年間3ヶ所で開催します。
- ④ 児童・生徒の下校時間に合わせた安全パトロールを毎日実施するとともに、毎月第3金曜日に「見守り隊」と合同で安全パトロールを行います。
- ◆ 防犯・交通安全情報を提供する「新富町メール配信サービス」の登録促進を行います

【評価】 ○	【検証】 地域から要望のあった地区内及び通学路等の主要道路に新規 51 基、取り替え 61 基の防犯灯を設置しました。設置にあたっては、電灯の長寿命化や電気料の負担軽減を図るため、照明器具に L E D を採用しました。 青色パトロール車での危機管理専門員等による毎日の定期的な防犯・安全パトロールや「ゼロ（0）の日」の早朝広報、「身を守る隊」と合同で交通安全・防犯に関するパトロール等を行いました。 また、危機管理専門員による町内の小中学校で不審者対策の不審者対応避難訓練を行いました。 さらに、農業者が作業中に駐車している車からの盗難が多発し、巡回による注意の呼びかけを行いました。 「新富町メール配信サービス」では、1 年間に 92 名の新規登録があり、2,212 名が登録されています。登録者へのメール配信については、防犯・防災情報を随時送信し、防災行政無線と併用した情報提供を行いました。
【方向性】 現状維持	【理由】 安全安心なまちづくりのために、防犯や交通安全に関する施策は重要です。防衛省補助金等を活用した防犯灯設置事業は、夜間の犯罪や交通事故防止に大きく貢献しており、L E D 灯への切り替えにより電灯の長寿命化や電気料の負担軽減にも繋がっています。 青色パトロール車による定期的な巡回等は、犯罪防止に大きく貢献しており、今後も、町内の各団体と一体となった防犯活動を行い、併せて防犯情報等を発信します。

⑥ 交通安全対策

（第 1 節 暮らし・環境_I 生活環境_2 消防、救急、防災、交通安全、消費者行政）

◆ 見通しの悪い交差点や危険箇所等にカーブミラー、注意喚起を促す看板を設置します。

【評価】 ○	【検証】 地区等から要望のあった見通しの悪い交差点や危険個所に、カーブミラーや交通安全啓発の看板を設置しました。 また、町民の交差点付近の改善についての相談については、道路管理者へ改善するよう要請を行いました。 各種取組により、平成 2 5 年 1 2 月 9 日以来、町内における交通死亡事故ゼロを継続しています。
【方向性】 現状維持	【理由】 本町は、県内で交通事故の人口に占める第一当事者の割合が高く、一層の交通安全対策が必要です。 また、全国的に高齢者が犠牲となる交通死亡事故が多発しており、高齢者に対する交通安全講習や交通安全情報等の発信とともに、危険個所

の点検やカーブミラー等を設置していきます。

⑦ 騒音対策

(第1節 暮らし・環境_I 生活環境_3 基地対策)

- ◆ 基地騒音の軽減に対する町民の要望が強い住宅防音工事のさらなる推進を図ります。告示後住宅の防音工事については、平成26年4月から85W以上の区域で国が定めた項目に該当する住宅に対して住宅防音工事が開始されましたが、まだ対象となっていない告示後住宅の防音工事ができるよう国に働きかけます。また、住宅防音、空調機等の機能復旧工事については、待機住宅の早期解消を国に働きかけます。
- ◆ 防音工事の対象とならない新築家屋について、建築費用と空調機器購入費用に対して補助を行い、定住促進につなげていきます。

【評価】 ○	【検証】 第一種区域の見直しについて、防衛省からコンター図が示されたものの到底受け入れできないものでありました。本町が実施している目視調査結果との整合性についてなど、今後、防衛省との協議が必要になります。
【方向性】 現状維持	【理由】 第一種区域の見直しは、防衛省による体感調査を注視し、防衛省から説明を聞き、分析する必要があります。騒音に対する考え方や法律等に照らし合わせて住民の理解が得られるような区域になるよう話し合いをしていきます。

⑧ 障害防止対策

(第1節 暮らし・環境_I 生活環境_3 基地対策)

- ◆ 米軍の移転訓練期間中は、庁舎内に「米軍移転訓練連絡本部」を設置し、町民の不安解消を図るとともに、情報の収集・提供を充実させることで、監視体制のマニュアルに添った連絡体制づくりを強化します。
- ◆ 緊急連絡のため現地に連絡員を配置し、情報の迅速な把握に努め、町民の安全・安心の確保に取り組みます。
- ◆ 米軍再編に係る21項目の覚書について、年1回九州防衛局と町関係各課により検証を行い、安心・安全対策や地域振興策等について協議を行います。

【評価】 ○	【検証】 平成29年度は、米軍移転訓練は中止となり実施されませんでした。 米軍再編に係る覚書への取り組みについては、国と町関係各課と検証を行い、安心・安全対策や防衛施設周辺財産の有効利用等について協議を行いました。
【方向性】 現状維持	【理由】 米軍の訓練移転時の町民の不安解消を図るため、情報の迅速な把握に

努め、米軍再編に係る覚書の未達成項目の達成に向けて誠意を持って解決するよう国へ強く要請していきます。

⑨ 生活環境整備

(第1節 暮らし・環境_I 生活環境_3 基地対策)

- ◆ 基地周辺財産によって発生する諸問題について、迅速に対応できるよう国（熊本防衛支局、新田原基地）との連絡を密にします。
- ◆ 基地内および周辺財産の樹木等の伐採や管理への対策を申し入れます。
- ◆ 激甚地区を対象に生活道路の整備を行います。

【評価】 ○	【検証】 基地周辺財産に隣接する農地所有者や耕作者、地区からの要望については、その都度国との連絡を密にとり、迅速な問題解消への対応を要請しました。 基地周辺財産については、三納代地区で多目的広場の整備が進められており、引き続き地域振興における基地周辺財産の有効活用について協議を行いました。 激甚地区における生活道路の整備については、地区と協議の上、整備を進めました。
【方向性】 現状維持	【理由】 基地周辺財産に対する要望等については、迅速に対応し、国に対して早急な対策・対応を申し入れます。

⑩ 緑地広場整備

(第1節 暮らし・環境_I 生活環境_3 基地対策)

- ◆ 町が指定する周辺財産の緑地帯の整備を国と協議し進めていきます。

【評価】 ○	【検証】 周辺財産の緑地帯の整備については、基地隣接地において緑地広場を整備しており、平成30年度中の完成に向けて国と協議を進めています。
【方向性】 現状維持	【理由】 引き続き周辺財産の緑地帯の整備の推進を引き続き国と協議していきます。

⑪ 新築住宅への助成事業

(第1節 暮らし・環境_I 生活環境_4 住宅、公園、緑地、環境美化)

- ◆ 自己の居住のための新築住宅及び中古住宅（リフォーム含む）取得者に対し経費の一部を助成することで、定住促進を図ります。

【評価】 ○	【検証】 定住促進のための補助金は、新築51件、中古1件の申請がありその効
-----------	---

	果が発揮されました。
【方向性】 現状維持	【理由】 消費税率が上がる来年 10 月に向けて新築住宅戸の駆け込み需要の増加が予想されるため、定住促進補助金の活用件数が増加し、定住につながるものと考えられます。

税務課

↓ 29 年 10 月 1 日現在

課長	長友 一彦
固定資産グループ長	宮崎 智恵美
賦課グループ長	吉岐 文登
収納グループ長	小倉 令子

1. 課の役割

税務課は、固定資産グループ、賦課グループ及び収納グループで構成されています。
各グループの主な業務は、次のとおりです。

【固定資産グループ】

・ 固定資産税・地籍調査・家屋台帳・償却資産台帳・土地家屋評価証明

【賦課グループ】

・ 住民税（個人・法人）・軽自動車税・国民健康保険税・税に関する証明

【収納グループ】

・ 税収納

2. 個別事業とその目標

① 収納業務一元化の取組

（第 5 節 ビジョンを実現するための行政の取り組み_Ⅲ 行財政運営の効率化_2 財源の確保）

- ◆ 保育料と後期高齢者保険料の収納業務を税務課で行い、町民の利便性の向上と業務効率化を図ります。
- ◆ 介護保険料と住宅使用料の収納業務も税務課に集約するために、システム改修を含めた検討会を開催します。

【評価】 ○	【検証】 相談窓口の一本化により、利便性並びに業務効率が改善されました。 介護保険料の管理システム改修が終了し、平成 30 年度から収納業務を税務課で行うことが検討会で決定しました。 住宅使用料の収納業務は平成 30 年度からは行わず、集約に向けた検討を継続していくことになりました。
【方向性】 現状維持	【理由】 住宅使用料の集約並びに証明書発行業務の一本化を含めた検討課題が残っているため。 また、集約後の業務効率の改善について検証していく必要があるため。

② 家屋全棟調査

(第5節 ビジョンを実現するための行政の取り組み_Ⅲ 行財政運営の効率化_2 財源の確保)

- ◆ 現在課税されている家屋との公平性を確保するため、「家屋調査システム」を基に課税されていない家屋を対象に調査するものです。
- ◆ 平成26年度に撮影した航空写真と前回の写真（平成23年度撮影）とを比較し、区域毎に効率的な抽出作業を行い、現地調査を実施します。併せてその成果を家屋システムの修正更新に努め、課税漏れ等の縮減に努めます。
- ◆ 平成29年度航空写真撮影業務を行い、システムに反映させることで翌年度以降の全棟調査の精度向上を図ります。

【評価】 ○	【検証】 「家屋調査システム」を活用し、新・増築家屋の調査を計画的に行いました。調査後のシステム更新作業も随時行いました。 また、平成29年度航空写真撮影業務も行い、家屋調査システムにも反映させました。 （調査実績） 新・増築：82件（前年度比 5件減） 滅失：33件（前年度比 14件減）
【方向性】 現状維持	【理由】 今回撮影した航空写真と旧写真データを比較することで、更なる未評価家屋の抽出を行うとともに、効率の良い未評価家屋の把握により、調査の周期を短縮することで課税漏れを無くし、公平な課税を行うため。

③ 国定資産（土地）評価総合調査業務

(第5節 ビジョンを実現するための行政の取り組み_Ⅲ 行財政運営の効率化_2 財源の確保)

- ◆ 各地目ごとに公平な評価を確保するため、所在地・利用状況等により現行評価を検証し、見直しを含め、適正評価を図ります。この業務は、平成30年度評価替えのために、平成27年度から3年かけて実施するもので、平成29年度は最終年度となります。
平成29年度は、次のとおり作業を行います。
 - ①路線データ調査
 - ②路線価仮算定及び路線価算定
 - ③路線区分図作成
 - ④公開用路線価図作成
 - ⑤画地計測・画地認定図作成
 - ⑥地番路線図作成
 - ⑦その他の宅地評価法及び土砂災害警戒区域等に係る評価業務等

【評価】 ○	【検証】 町内の巡回や農業委員会からの情報収集を定期的に行うことにより、現況の課税地目の適正な評価の見直しを行いました。 「宅地」の評価においては、その他宅地評価法及び土砂災害警戒区域
------------------	---

	等に係る評価の見直しを行うことにより、更なる公平な評価に努めました。太陽光施設の設置状況についても調査を行い、償却資産の把握漏れを減らし課税にもつなげました。 また、平成 29 年度に実施予定であった作業・調査についても、年度内に滞りなく終えることができました。
【方向性】 現状維持	【理由】 今後も、積極的に現地調査を行い、課税地目の適正な評価を行なわなければならない、平成 33 年度の評価替えに向けて、引き続き年度ごとに計画している調査業務等を円滑に実施する必要があるため。

④ 未納者への対応

(第 5 節 ビジョンを実現するための行政の取り組み_Ⅲ 行財政運営の効率化_2 財源の確保)

- ◆ 納期限が過ぎた未納分がある方には、早期に納付依頼文書を送付して、滞納金額が増加することを防ぎます。
- ◆ 納付が困難な方については、相談により、年度内完納となるような納付計画を立てます。
- ◆ 督促状や催告書を送付しても、納付や反応のない方に対しては、税の公平性を保つことを目的として、法に基づいた滞納処分を速やかに行います。

【評価】 ○	【検証】 早期に催告書を送付することにより、年度内納付が促進され、町税等の収納率が向上しました。 年度内完納となる納付計画を立てることにより、未納額の増加を抑制し、収納率が向上しました。 税（料金）の公平性を保つため、また、納期内納付の意識向上のため、未納者に対して、給与・預金・動産等の差押えを行いました。
【方向性】 現状維持	【理由】 継続的に実施していくことが、未納額増加の抑制や収納率の向上に効果があるため。

町民こども課

↓ 29 年 10 月 1 日現在

課長	比江島 光裕
町民生活グループ長	稲田 真由美
児童福祉子育て支援グループ長	大山 文哉

1. 課の役割

町民こども課は、町民生活グループ、児童福祉子育て支援グループで構成され、町民生活グループでは窓口における諸証明の発行をはじめ、印鑑登録や戸籍事務、国民年金の資格得喪失、消費者行政に関する事務などの窓口サービスを所掌し、児童福祉子育て支援グループでは児童手当、乳幼児・こども・ひとり親の医療費助成、保育所、幼稚園、子育て相談に関する業務を所掌しています。

2. 個別事業とその目標

① 消費者行政の啓発

(第1節暮らし・環境_I 生活環境_2 消防、救急、防災、交通安全、消費者行政)

- ◆ 消費者相談窓口について広報誌やホームページに掲載し町民の皆様への周知を行います。
- ◆ 消費者の安全と安心を確保するために、国民生活センターなどと連携して、相談者の悩みや問題などの早期解決を継続的に行います。
- ◆ 町主催のイベント時に消費者啓発活動をより一層強化し、消費者教育の拡充に今後とも努めます。

【評価】 ○	【検証】 消費者相談窓口の開設日を広報誌に掲載し、町民の皆様へ周知を行いました。 消費者行政全般の相談について、西都児湯消費者相談センターと連携を密に早期解決に努めました。 また、11月の「まつりしんとみ」ではイベント会場の一角にブースを設け、啓発物品及びチラシの配布を行うなど啓発活動を図りました。
【方向性】 現状維持	【理由】 消費者相談窓口として今後も啓発活動は必要であり、苦情や相談事も多様化してきていることから、町民の方への周知継続を図りながら、西都児湯消費者相談センターとの連携が必要です。

② 乳幼児・こども及び高校生等医療費助成事業

(第2節 健康・福祉_V 児童福祉_1 児童福祉)

- ◆ 保護者の負担軽減を図り、こどもの健やかな成長と児童福祉の向上を図るため、新富町に住所を有する乳幼児（未就学児）および小・中・高校生等が、保険医療機関等を受診され

たときの医療費の一部を助成します。平成 27 年度から高校生等も対象者となり、より一層充実をしています。	
【評価】 ○	【検証】 平成 29 年度乳幼児・こども医療費助成件数は、延べ 37,947 件でした。 平成 27 年度から対象となった高校生医療費助成件数は 4,317 件でした。
【方向性】 現状維持	【理由】 子どもの保健の向上と保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的として、高校 3 年生まで医療費の助成を行っています。今後を見据え少子化対策の一環としても継続は必要です。

③ 多子世帯保育料助成事業

(第 2 節 健康・福祉_V 児童福祉_1 児童福祉)

◆ 安心して子どもを産み育てられる環境創出のため、大学校（大学院含む）、専門学校、高等学校、中学校、小学校、保育所（園）および幼稚園に在学している 4 人以上のこどもを養育している保護者に対し、4 人目以降の保育料ならびに入園料の助成（無料）を行います。	
【評価】 ○	【検証】 平成 29 年度における、多子世帯保育料助成対象の延べ助成人数は 307 名でした。子育てに係る経済的な負担の軽減を図るため、今後も少子化対策の事業として実施していきます。
【方向性】 現状維持	【理由】 多子世帯における子育てに係る経済的な負担の軽減を図り、すこやかに子育てができる環境を整えるため、また、少子化対策のひとつとしても、今後も継続が必要です。

④ 一時預かり保育事業

(第 2 節 健康・福祉_V 児童福祉_1 児童福祉)

◆ 保護者の傷病などによる緊急時の保育や育児に伴う心理的・肉体的な負担解消のため、保育の需要に対応する保育園への補助を行います。	
【評価】 ○	【検証】 平成 29 年度、（一般型）町内私立保育園 7 園、（幼稚園型）幼稚園 5 園で補助事業を行い、一時預かり事業の利用児童数は（一般型）延べ 869 人、（幼稚園型）延べ 1,457 人でした。
【方向性】 現状維持	【理由】 一時預かり事業は、家庭での保育が一時的に困難となった場合だけでなく、初めて保育園に入所する児童の「ならし保育」としても必要な事

業です。

今後も、保護者の育児における負担を軽減するため、また、新規入所児童・保護者の新しい環境への段階的な順応対策としても、事業の継続が必要です。

⑤ 地域子育て支援拠点事業

(第2節 健康・福祉_V児童福祉_1 児童福祉)

- ◆ 各地域において、子育て親子の交流などを促進する子育て支援拠点の設置（子育て支援センター）を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実に図るとともに、保護者の子育てに対する不安等を緩和し、こどもの健やかな育成を促進します。

【評価】 ○	【検証】 八幡保育園と子育て応援スポットあんのん舎、のぞみ保育園の3か所において次の3事業を実施しています。 ①子育て親子の交流の場の提供と交流促進 ②子育て等に関する相談、援助の実施 ③地域の子育て支援に関する講習等の実施 また、親子交流活動や地域支援活動の実施を行い、多くの方が利用されました。 八幡保育園 平均（1日当たり）利用親子組数 12組 あんのん舎 平均（1日当たり）利用親子組数 5組 のぞみ保育園 平均（1日当たり）利用親子組数 2組
【方向性】 現状維持	【理由】 地域において、安心して親と子が交流・相談できる場を整備することで、地域の子育て機能の充実を図り、また、家庭における幼児教育に対しても支援を行い、子育て親子の交流などを促進していくため、引き続き子育て支援拠点を設置する必要があります。

⑥ 障がい児保育事業

(第2節 健康・福祉_V児童福祉_1 児童福祉)

- ◆ 障がい児保育・教育の充実や障がい児の福祉の向上を図るため、事業に従事する保育士の雇用に要する経費の助成を行います。

【評価】 ○	【検証】 児童の発達支援並びに子育て支援として、障がいを持つ児童の受け入れに伴い、職員の加配を行ったのぞみ保育園、新田保育園2園に経費の一部助成を行いました。
【方向性】 現状維持	【理由】 児童の発達支援として、また、子育て支援としても重要な事業です。

障がい児の受け入れ体制及び保育の質の確保を行うためにも継続が必要です。

⑦ 延長保育促進事業

(第2節 健康・福祉_V児童福祉_1 児童福祉)

- ◆ 就労形態の多様化などに伴う延長保育の需要に対応し、保育園が開所時間または利用時間帯を超えて保育に取り組む場合に補助を行います。

【評価】 ○	【検証】 町内私立保育園8園で事業を行い、延長保育の利用児童数は週平均約25人でした。
【方向性】 現状維持	【理由】 就労形態の多様化等に伴い、保育園が開所時間を超えて保育に取り組み、安心して子育てができる環境を整備するため事業の継続が必要です。

⑧ 放課後児童健全育成事業

(第2節 健康・福祉_V児童福祉_1 児童福祉)

- ◆ 保護者が労働などによって昼間家庭にいない、小学校に就学しているおおむね12歳未満の児童に対し、授業終了後に保育園などを利用して適切な遊び場および生活の場を与えます。

【評価】 ○	【検証】 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）を利用した児童は、町内9か所において延べ2,875名でした。
【方向性】 現状維持	【理由】 家庭や地域の子育て機能の低下等、児童を取り巻く環境は大きく変化しており、児童をめぐる問題の複雑化・多様化に適応するため事業の継続が必要です。

⑨ 放課後児童クラブ支援事業

(第2節 健康・福祉_V児童福祉_1 児童福祉)

- ◆ 放課後児童クラブの円滑な事業実施のため、放課後児童健全育成事業を実施する施設において、障がい児受け入れのための専門的な知識を有する指導員の確保や賃借料、送迎などを行うための補助を行います。

【評価】 ○	【検証】 八幡児童クラブ、新田児童クラブの2か所に事業を委託し、障がいのある児童を受け入れるための指導員に係る人件費補助を行いました。 新富幼稚園第二児童クラブに対し、施設の賃借料補助を行いました。 ひとつせ児童クラブに対し、学校から施設までの送迎支援補助を行いました。
-----------	--

【方向性】 現状維持	【理由】 放課後においても、障がいのある児童が安心して支援を受けるために、専門的な知識を有する指導員確保や施設に対し、円滑な運営が行えるよう事業の継続が必要です。
---------------	--

⑩ 放課後児童クラブ利用負担軽減事業

(第2節 健康・福祉_V児童福祉_1児童福祉)

- ◆ 新富町内に住所を有する児童および新富町外に住所を有し、新富町内の小学校に在学する児童が、町内にある児童クラブを利用する場合に、利用料のうち、8月を除く各月は月額3,000円、8月は月額8,000円を超えた額のうち2,000円を上限として算出した額を補助しています。

【評価】 ○	【検証】 放課後健全育成事業（放課後児童クラブ）を利用された保護者の利用料を助成し、経済的な負担軽減を行いました。 助成述べ件数は2,875件でした。
【方向性】 現状維持	【理由】 子育て世帯の負担軽減を図るため、事業の継続は必要です。

⑪ 要保護児童の早期発見及び適切な保護

(第2節 健康・福祉_V児童福祉_1児童福祉)

- ◆ 保護者のいない児童、もしくは保護者に監護させることが不相当であると認められる児童（要保護児童）の早期発見およびその適切な保護を図るため、新富町要保護児童対策地域協議会において、情報交換を行うとともに、要保護児童に対する支援の内容に関する協議を行います。

【評価】 ○	【検証】 実務担当者会議を、町関係担当課、児童相談所、学校・保育所・幼稚園関係者、医療機関、警察スクールサポーター、福祉事務所、保健所等、必要な関係機関と会議を実施し、要保護児童において現認実態把握や支援の方向性など協議を行い、要保護児童に必要な支援につなかりました。 また、特定妊婦ケース検討会議を関係課において定期的に開催し、要保護の対象児事前把握など情報供給しています。
【方向性】 現状維持	【理由】 引き続き、要保護児童の発見・こどもの虐待等の協議だけでなく、こどもを守る地域のネットワークとしても関係機関が連携して機能していく必要があります。

⑫ 病後児保育事業	
(第2節 健康・福祉_V 児童福祉_1 児童福祉)	
◆ 保護者が就労しており、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合、保育園などにおいて病気の児童を一時的に保育することにより、安心して子育てができる環境を整備し、児童の福祉の向上を図ります。 ◆ 具体的な取組みとして、保育士・看護師等を配置し、静養・隔離の機能を持つ専用スペース（部屋）を確保するなど一定の要件を満たし事業を行う施設に対して補助を行います。	
【評価】 ○	【検証】 のぞみ保育園、ひとつせ保育園において事業を行い、年間利用児童数は延べ66名でした。
【方向性】 現状維持	【理由】 社会経済状況が厳しい中で、自宅の保育が余儀なくされる病後期間等に児童を事業実施施設に預けることで、子育てと就労の両立支援に寄与しています。引き続き事業が必要です。

⑬ ひとり親家庭医療費助成事業	
(第2節 健康・福祉_VI 低所得者福祉・母子父子・家庭福祉_1 低所得者福祉・母子父子・家庭福祉)	
◆ ひとり親家庭の健康増進と福祉の向上を図るため、ひとり親家庭の医療費を助成します。	
【評価】 ○	【検証】 年間助成件数は、延べ1,356件でした。 助成件数は、27年度から高校生医療費助成を実施しているため、減少傾向にあります。
【方向性】 現状維持	【理由】 母子・父子世帯の経済状況は厳しいものがあり、ひとり親家庭の健康増進と福祉の向上を図るためにも事業の継続が必要です。

⑭ 私立幼稚園振興補助金事業	
(第3節 教育・文化・人づくり_I 幼児教育)	
◆ 幼稚園の教育条件の維持、向上および在園する幼児にかかわる経費負担の軽減を図るため、設置者が購入しようとする教具、教材などの助成を行います。	
【評価】 ○	【検証】 幼稚園に教具、教材及び教材備品の購入費用の一部を助成しました。
【方向性】 現状維持	【理由】 幼稚園の教育条件の維持及び向上を図るため、園児に係る経費の負担軽減のため助成は必要です。

⑮ 人権啓発活動の取組	
(第3節 教育・文化・人づくり_IV 生涯学習_2 生涯学習活動の促進)	
◆ 新富町人権擁護委員による無料の人権相談所を富田地区、新田地区、上新田地区それぞれ年2回ずつ計6回開催します。 ◆ 人権尊重理念への理解を深めてもらうため町主催のイベントや人権週間に合わせて人権啓発活動を行い、人権尊重のまちづくりを推進します。 ◆ 町内の小中学校及び特別支援学校の児童生徒において、人権を尊重することの大切さについて理解を深めてもらうことを目的に、人権に関する作品の募集を行い、その作品を人権週間等に啓発資料として活用し広く人権意識の普及高揚を図ります。	
【評価】 ○	【検証】 町内4名の人権擁護委員による「人権・なやみごと相談所」を偶数月の第一金曜日に開設を行い、富田地区・新田地区・上新田地区で合計6回開催しました。 11月の「まつりしんとみ」では、イベント会場の一角にブースを設け、啓発物品を570個配布するなど、また、12月の「全国一斉人権週間」では、町内6か所で啓発物品の配布、役場ロビーにおいては、小学校の人権啓発ポスターの掲示を行い人権尊重の啓発に努めました。
【方向性】 現状維持	【理由】 人権尊重の町づくりを推進するため引き続き継続します。

⑯ 窓口業務のサービス向上	
(第5節 ビジョンを実現するための行政の取り組み _Ⅲ行財政運営の効率化 _3 行政運営の効率化)	
◆ 来庁者へ優しく丁寧な対応とわかりやすい案内の充実を心掛け、来庁者の目線に合わせた温かみのある窓口を目指します。 ◆ 業務知識を深めて信頼される職員を目指すために、法務局等の各種研修会に積極的に参加します。 ◆ 各種証明書の発行、多様化する来庁者への幅広い問い合わせや要望に対応するため、担当課と総合窓口との連携をはかり、来庁者の皆様の利便性をはかります。 ◆ 出生したお子さまの誕生のお祝いと健やかな成長、ご家族の幸せを祈念して当町独自の「出生お祝い記念品」を希望者に交付します	
【評価】 ○	【検証】 来庁者への丁寧な対応、案内表示の充実、業務知識の向上、各種証明書発行に関する利便性の向上を心掛けてきましたが、多様化する来庁者への幅広い問い合わせに対応するためには、更なる職員のスキルアップと関係各課との連携が必要です。 また、住所もしくは本籍が本町にあるお子様に対し出生届提出の際、「出生祝い記念品」を129名の方に交付を行いました。
【方向性】	【理由】

現状維持	戸籍・住民基本台帳に関する定例会や研修会等に参加し、業務の知識向上に努め、関係各課との連携の強化、接客等のスキルアップを行い、丁寧で分かりやすい対応に努めます。
------	--

⑰ 国民年金の充実 (第5節ビジョンを実現するための行政の取り組み Ⅲ行政財政運営の効率化 3行政運営の効率化)	
◆ 国民年金の制度に関する理解を深めてもらうため、町広報誌及びホームページを通じて広く広報を行います。 ◆ 窓口にて「ねんきんネット」を活用し、町民の皆様の年金記録の照会等を行い、サービスの向上に努めます。	
【評価】 ○	【検証】 国民年金保険料の未納を無くすため、保険料の免除や猶予制度について、町広報誌に掲載を行いました。 また、身体障害者手帳の申請等で来庁された方に対し、福祉課と連携を図り、障害者年金制度の説明を行う等制度の周知徹底に努めました。 さらに、自宅のネット環境が整っていない方に対しては、来庁時にご自身の年金加入記録の照会や保険料納付額、年金見込額の確認を行うなど、サービスの向上を図りました。
【方向性】 現状維持	【理由】 日本年金機構との連携を図り、町民の皆様に国民年金制度について、より深く理解して頂くため、引き続き広報活動を行うとともに、窓口では、「ねんきんネット」も活用しながら、丁寧な対応に努めます。

いきいき健康課

↓ 29 年 10 月 1 日現在

課長	山本 茂人
保健予防グループ長	押川 美香
国保高齢者医療グループ長	平井 康博

1. 課の役割

いきいき健康課は、保健予防グループ、国保高齢者医療グループで構成され、1. 保健指導 2. 栄養指導 3. 予防接種 4. 国民健康保険事業 5. 後期高齢者医療事業など、乳幼児から高齢者まで、生涯を通じて健康を保ちながら、いきいきと暮らせるよう、保健相談センターを拠点に町民生活に直結する役割を担っています。

2. 個別事業とその目標

① 健康管理体制の充実

(第2節 健康・福祉_I 保険・健康づくり・医療 _1 健康・保健づくり・医療)

- ◆ 特定健康診査・特定保健指導を推進し、生活習慣病の予防を重点的に実施するとともに、検査結果に応じて家庭訪問による個別指導等を行います。
- ◆ 疾病予防対策として、保健相談センターを拠点に健康教育・健康相談の充実を図ります。
- ◆ 健康に対する正しい知識の普及・啓発のため、地域に出向いての健康教室や栄養指導等を行います。
- ◆ 町と宮崎大学医学部との官学連携で生活習慣病の疾病予防対策等に関する調査研究を行います。

【評価】 △	【検証】 特定健康診査は、受診者 1,698 人で受診率 47.2% (平成 30 年 3 月現在) でした。健診結果に基づき、受診者へ訪問や電話・面接にて保健指導を行いました。 また、特定健診受診者への結果説明会を 12 回実施しました。そのうち 1 回は、地区集会所に出向き 18 名の参加がありました。特定健診情報提供委託事業では、119 名の受診情報を取得しました。 宮崎大学医学部とのコーホート調査研究については、新富町の特定健康診査の結果と国民健康保険被保険者の診療状況から若い年代からの健診アプローチが必要だということが明らかになりました。
【方向性】 現状維持	【理由】 特定健診の受診率は、昨年より 1.4% 上昇 (過去最高の受診率) しましたが、第 2 期特定健康診査等実施計画における目標値 60% には到達できませんでした。第 2 期保健事業実施計画 (データヘルス計画) の平成 30 年度目標値 47.5% に向けてさらなる事業成果を目指し、継続して行う事

業です。

② 自殺対策事業

(第2節 健康・福祉_I 保険・健康づくり・医療 _1 健康・保健づくり・医療)

- ◆ 自殺は、その多くが追い込まれた末の死、その多くが防ぐことができる社会的な問題、自殺を考えている人は何らかのサインを発していることが多いという基本認識のもと「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指します。
- ◆ 自殺対策啓発用パンフレットやこころの電話帳などを配布し、住民一人ひとりが自殺予防のために行動「気づき」「つながり」「見守り」ができるよう広報啓発に取り組みます。
- ◆ 自殺の可能性が高い世代を中心に“こころの相談票”を送付し、希望する対応に応じて相談や専門機関への紹介等を行います。
- ◆ 自殺対策ボランティア団体と連携し、見守り活動や啓発活動を行います。

【評価】 ○	【検証】 近年の本町における自殺の状況から、自殺の可能性が高い世代に自殺予防啓発のリーフレット・こころの電話帳・こころの相談票を送付し、自殺予防対策を行いました。こころの相談票の返却のあったものに対しては、電話相談・面接・訪問・専門機関への紹介などを行い、個別に応じた対応ができました。 また、自殺との関連性の高い精神疾患等に対し突発的な来庁による相談や電話相談などにも、延べ48件対応しました。 自殺率の高い世代に対する啓発として、平成29年度は6箇所のいきいきサロン、あすなろ学級で「こころの電話帳」を配布しました。
【方向性】 現状維持	【理由】 自殺者ゼロを目指し、自殺予防対策について広く啓発します。 また、個人の問題に対応できるよう、専門機関と連携をとりながら、専門機関への紹介・訪問・面接相談を行います。

③ 町民の健康を守る取組の推進

(第2節 健康・福祉_I 保険・健康づくり・医療 _1 健康・保健づくり・医療)

- ◆ 乳幼児、児童・生徒が感染症に罹患することを予防するとともに、罹患しても重篤にならないために、予防接種の助成を行います。
- ◆ 受診率向上のため、子宮がん検診、大腸がん検診、胃がん検診、前立腺がん検診、肺がん検診、乳がん検診の助成を行います。
- ◆ 子宮頸がん検診に HPV 検査を追加し、肺がん検診については、CT 検診も選択できるなど、より精度の高い検診を実施し、がんの早期発見、早期治療につなげます。
- ◆ 特定健康診査の受診率向上を図り、保健指導の充実を図ります。
- ◆ 特定健康診査の結果説明会や慢性腎臓病（CKD）予防教室を実施し、住民の生活習慣へのふりかえりにつなげます。

- ◆ 健康増進を目的に、肝炎ウィルス検査・歯周病検診を行います。
- ◆ 地域に出向いて、調理法や食事についてのアドバイスを具体的に行うことにより、全ライフステージ、健康レベルにある者が、新富町産の食材を使った高齢者ソフト食を通して健康づくりを実践できるように支援を行います。

【評価】 △	【検証】 感染症予防のため、定期予防接種の全額助成、任意予防接種の一部助成を行いました。集団健診や個別通知などで予防接種の履歴確認及び受診勧奨を行いました。 がん検診については、①65歳以上におけるすべてのがん検診 ②特定の年齢における大腸がん・子宮頸がん・乳がん検診 ③特定健診の5年連続受診者に対するすべてのがん検診を無料で行いました。①については、再編交付金によるいきいき健康基金を活用しました。①②③以外の対象者には、一部助成を行いました。 また、子宮頸がん検診は、25歳から3歳毎の女性を対象にHPV検査を追加で受診できるようにしました。HPV検査を受診した約9割の方が異常なしという結果から、次回は3年後の検診(64歳以上の方については今後の検診不要)になります。がん検診受診者は昨年度に比べ、延べ217名増加しており、特に肺がんCT検診、乳がん検診、子宮頸がん検診の受診者が増えています。 肝炎ウィルス検査の受診者は、昨年度と比較してB型肝炎は281名、C型肝炎は、286名減少しています。 歯周病検診は平成29年度から個別健診に変更しましたが、受診率は7.87%でした。 特定健診については、前年度受診者や今まで一度も受診したことのない方などに対して電話や業者による受診勧奨通知等を行い、過去最高の受診率47.2%(平成30年3月現在)となっています。特定健診受診者へ結果説明会を12回実施し、検査結果の見方、検査値の意味、関連する病気などについて説明しました。特定保健指導教室と慢性腎臓病予防教室を4回実施し、医師の講演や管理栄養士の食事指導を実施しました。 地域に出向いた調理実習等において、各地区いきいきサロン及び高齢者クラブ、成人を対象にした講習会等で高齢者ソフト食や生活習慣病予防の講話及び調理実習を全19回・280名の方に実施しました。
【方向性】 現状維持	【理由】 予防接種の接種率向上を目標に接種歴確認及び勧奨を継続して行います。 がん検診の延べ受診者数は昨年度より増加していますが、更なる受診率向上を目指し取り組みます。 肝炎ウィルス検査・歯周病検診においては、住民が検査を受けやすい

機会を設けるとともに、更なる受診率向上を目指し取組みます。
個人のライフステージ・健康課題に応じた健康教育・啓発活動を行います。

④ 結核対策の推進

(第2節 健康・福祉_I 保険・健康づくり・医療 _1 健康・保健づくり・医療)

- ◆ 結核は今でも全国で1日に56人の新しい患者が発生し(1年間では約2万1千人)、1日に6人が命を落としている日本の重大な感染症です。こうしたことから、関係団体、地方公共団体および関係省庁との十分な協力の下で結核対策を推進しています。
- ◆ 結核に関する正しい知識を周知広報し、その予防に十分な注意を払います。
- ◆ 患者等の人権が損なわれることがないよう結核検診を推進し、早期発見・早期治療に取り組めます。

【評価】 △	【検証】 結核の早期発見・早期治療を行うため65歳以上の方は1年に1回の肺のレントゲン検診を受けるよう啓発を行いました。 平成29年度は2,078人が受診し、受診率は61.4%でした。
【方向性】 現状維持	【理由】 健康寿命延伸のため適切な事業であり、継続して実施します。

⑤ 地域医療体制の整備

(第2節 健康・福祉_I 保険・健康づくり・医療 _1 健康・保健づくり・医療)

- ◆ 町民の医療分野におけるニーズの多様化や救急医療体制、医師・看護師不足などの問題について、関係機関と連携し、よりよい地域医療体制づくりを目指します。

【評価】 ○	【検証】 平成29年度中に町内に小児科医院が開設されました。
【方向性】 現状維持	【理由】 医療関係者等と連携しながら、専門的分野の誘致など地域医療の確保に努めます。夜間急病などの救急医療は、西都児湯医療センターや関係機関と連携しながら、継続して取り組みます。

⑥ 国民健康保険

(第2節 健康・福祉_II 国民健康保険 _1 国民健康保険)

- ◆ 国民健康保険事業においては、適切な医療給付を行うことが義務付けられていますが、これは被保険者が傷病にかかった後の措置となります。そのため、保健事業により被保険者の傷病の発生を未然に防止することや、早期発見・早期治療により重症化・長期化を防ぎ、健康の保持増進を図ることが極めて重要です。また、特定健康診査などの結果に基づいた適切な保健指導を行うなど、早期発見・早期治療を行い、医療費の節減に取り組めます。

【評価】	【検証】
------	------

○	医療費削減のため、健康診断の受診勧奨や広報活動、ジェネリック医薬品の利用促進等に取り組みました。その結果、昨年度と比べ約6%の削減見込みです。
【方向性】 現状維持	【理由】 医療費適正化の取組みとして、継続して実施します。

⑦ 高齢者の健康づくり

(第2節 健康・福祉_Ⅲ 高齢者福祉、高齢者医療、介護保険 _1 高齢者福祉、高齢者医療、介護保険)

- ◆ 高齢化が進むにつれて、疾病全体に占めるがん、心臓病、脳卒中、糖尿病等の生活習慣病の割合は急増しています。そのため特定健康診査や特定保健指導等を充実させ、壮年期を健康に過ごすことで、認知症や寝たきりにならない状態で生活できる期間（健康寿命）を延伸していくことが極めて重要です。
- ◆ 町民一人ひとりが自らの健康づくりに積極的に取り組むとともに、町が健康教育・健康相談を推進することで、高齢者が安心して生活できる環境づくりを目指します。

【評価】 △	【検証】 高齢者医療受給者証交付時に、生活習慣病の講話や健（検）診の受診勧奨を行いました。 今後の課題は、健康増進計画に基づいた事業を継続し、健康寿命を延伸することです。
【方向性】 現状維持	【理由】 健康寿命の延伸を目指し、継続して実施します。

⑧ 高齢者医療

(第2節 健康・福祉_Ⅲ 高齢者福祉、高齢者医療、介護保険 _1 高齢者福祉、高齢者医療、介護保険)

- ◆ 75歳以上の高齢者においては、働いている方の割合が少なく、一方で通院・入院をされる方が多い傾向にあります。後期高齢者医療制度は、高齢者の医療費を全員で支える仕組みです。医療費の負担割合は、国・県・市町村が約5割、若い世代が加入する医療保険が約4割、被保険者の方々がお支払いいただく保険料総額が約1割となっています。
また、医療機関での窓口負担は、一般の方が1割で現役並み所得の方が3割となっています。

【評価】 △	【検証】 高齢化の進展により、高齢者に係る医療費は増加傾向にあるため、健康保持増進のために、高齢者健康診査を実施しました。 対象者数2,577人、受診者数447人、受診率17.34%で前年度比0.81%増でした。 今後の課題は、更なる受診率の向上です。
【方向性】 現状維持	【理由】 医療費適正化の取組みとして、継続して実施します。

⑨ 不妊治療費助成事業

(第2節 健康・福祉_V 児童福祉_1 児童福祉)

◆ 不妊治療に係る経済的負担の軽減を図るため、不妊治療費の一部助成を行います。

【評価】 ○	【検証】 平成29年度は、一般不妊治療実10件（延べ10件）372,594円助成、特定不妊治療実5件（延べ8件）963,340円の助成を行いました。 一般不妊治療で5名、特定不妊治療で2名、計7人が妊娠に至りました。そのうち、40代で初めて妊娠に至った方がいらっしゃいました。 この不妊治療助成により治療者の経済的負担の軽減を図り、事業開始から一般不妊治療で5割及び特定不妊治療で3割を越える申請者が妊娠に至っています。 今後も、国や他市町村等の動向を踏まえながら、経済的負担の軽減についても検討していきます。
【方向性】 現状維持	【理由】 少子化対策として、継続して実施します。

⑩ 母子保健事業

(第2節 健康・福祉_V 児童福祉_1 児童福祉)

- ◆ 妊婦一般健康診査については計14回、合計96,410円まで助成します。
- ◆ 乳児一般健康診査については計2回、合計11,750円（5,875円×2回）を助成します。
- ◆ 生後6・7ヶ月については、乳児一般健康診査を集団でも無料でうけることができます。
- ◆ 幼児の健康の保持・増進のため年に6回ずつ1歳6か月児健診、3歳児健診を実施しています。

【評価】 ○	【検証】 平成29年度は、妊婦1人につき計14回96,050円の助成を行い、延べ1,451回、実受診者202人が妊婦健診を受診しました。 また、里帰り出産等で県外の病院等を受診した12名の妊婦に対しても妊婦健診費用の助成を行いました。 乳児健診は集団健診で133人（98.5%）が受診、かかりつけ医での健診では延べ199人が受診し、1回あたり5,720円を2回助成しました。 なお、昨年10月に開院した町内の小児科をかかりつけ医とする家族が増えています。 1歳6か月児健診は143人（98.6%）、3歳児健診は146人（99.3%）が受診しました。受診結果に対して、栄養相談・保健相談を実施し、助言を行いました。 今後も母子ともに心身の健やかな発育発達を促すよう、母子の健康保持・増進に努めます。
【方向性】	【理由】

現状維持	母体の健康と胎児、乳幼児の健やかな発育を図るための適切な事業であり、継続して実施します。
------	--

⑪ 養育医療

(第2節 健康・福祉_V 児童福祉 _1 児童福祉)

◆ 身体が発育が未熟なまま出生した乳児であって、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至っていない未熟児に対し、医療の給付を行います。

【評価】 ○	【検証】 平成25年度に宮崎県から権限移譲され、平成29年度は実人数4名に対し、延べ8件733,699円の未熟児医療費の助成を行いました。 退院後には未熟児訪問を行い、乳児健診や予防接種の説明、子育てサービスの説明などの支援を行いました。
【方向性】 現状維持	【理由】 未熟児の健全な発育を促すため、適切な事業であり、継続して実施します。

福祉課

↓ 29 年 10 月 1 日現在

課長	若木家 浩順
高齢者福祉グループ長	海野 久代
社会福祉グループ長	冠地 千里

1. 課の役割

福祉課は、社会福祉グループ、高齢者福祉グループで構成され、社会福祉グループは、1. 障がい者福祉 2. 障害者自立支援・障害児通所支援 3. 戦没者遺族・恩給 4. 生活保護に関するを行っています。また、高齢者福祉グループは、1. 高齢者福祉保健 2. 介護保険事業 3. 地域密着型サービス 4. 地域包括支援センター等に関するを行っています。

2. 個別事業とその目標

① 介護自主予防教室助成事業

(第2節 健康・福祉_3 高齢者福祉、高齢者医療、介護保険_1 高齢者福祉、高齢者医療、介護保険)

◆ 地域で自主的な介護予防を展開する教室（3 B体操教室、ダンベル教室等）に対し、講師謝金の一部を助成します。

【評価】 ○	【検証】 現在4団体（65歳以上実81名参加）に助成しています。自主的に実施しているため楽しみながら健康を維持し、コミュニティーの場としても必要な教室です。
【方向性】 拡充	【理由】 現在の団体を中心に継続できるよう支援を行いますが、新たに希望する団体にも支援していきます。

② サロン型事業「こむずカフェ」

(第2節 健康・福祉_3 高齢者福祉、高齢者医療、介護保険_1 高齢者福祉、高齢者医療、介護保険)

◆ 訪問・通所サービスCからの卒業先としての居場所であり、曜日によってメニューが異なり、運動指導士を講師とし体操をするなど憩いの場とします。 地域包括支援センター委託

【評価】 ○	【検証】 65歳以上が対象で送迎付。延べ3,422名が参加し火・木曜日は、体操・笑いヨガ・シナプソロジー（認知症予防の体操）等を中心に、水曜日は手芸やカラオケ等を中心のメニューで、自主的に取組んでももらいました。 笑いが絶えず楽しいと参加者の評価は好評です。 参加希望者がいても、送迎バスの定員の問題で参加を待ってもらうことがあり、参加したいときにすぐできないのが課題です。
【方向性】	【理由】

拡充	高齢者の居場所として必要な場です。H29 年度は、学習等供用施設のみでの実施でしたが、H30 年度からは、新田地区・上新田地区での公民館も利用し、送迎の問題を解決していきます。
----	--

③ しんとみキラリ輝き体操教室

(第2節 健康・福祉_3 高齢者福祉、高齢者医療、介護保険_1 高齢者福祉、高齢者医療、介護保険)

- ◆ 地区が中心となり公民館において、おもりを使用した筋力トレーニング(キラリ輝き体操)を行い、筋力アップすることで介護状態になることを予防する教室の支援を行います。
- ・ 週1回開催。初回～4回のみインストラクター(理学療法士等)による技術指導
 - ・ 体力測定必要時測定

【評価】 △	【検証】 今年度は、28 地区(実 295 人)が実施し、「歩いていける距離の公民館で集り何よりおしゃべりすることが楽しい」「体が軽くなった」等の感想が聞かれますが、目標の 30 地区には届きませんでした。 開催に至らなかった理由としては、「週に1回と集る頻度が多い」「教室を開始するのにリーダー的住民がいない」等でした。 また、実施している地区でも「参加者が減少している」「開催回数が減っている」「男性の参加が少ない」という課題が出てきています。
【方向性】 現状維持	【理由】 地域支援コーディネーターと連携しながら新規の地区への立ち上げ支援は今後も実施していきますが、H30 年度は現在実施している地区が継続していけるような支援を中心におこなうことで、新たに虚弱となった住民に居場所として(選択できる場のひとつとして)薦めていきます。

④ 高齢者のいきがづくり

(第2節 健康・福祉_3 高齢者福祉、高齢者医療、介護保険_1 高齢者福祉、高齢者医療、介護保険)

- ◆ 老人クラブ連合会において生涯学習講座やボランティアへの参加など生きがづくりの充実を図ります。

【評価】 ○	【検証】 高齢者の教養と健康を高めるため、高齢者福祉大学、先進地視察・郡老連研修、ふれあいスポーツ大会、グランドゴルフ大会等を開催し、高齢者の生きがいを高めるために、公共施設の環境美化等を行いました。 しかし、単位老人クラブ数が6箇所と少ないことが課題です。
【方向性】 拡充	【理由】 今後も高齢者の生きがい健康増進事業として継続して支援していきます。 また、単位老人クラブ数がひとつでも増えることで参加者が増えるよう支援します。

⑤ 介護予防・日常生活支援総合事業

(第2節 健康・福祉_3 高齢者福祉、高齢者医療、介護保険_1 高齢者福祉、高齢者医療、介護保険)

- ◆ 訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）日常生活支援が必要な高齢者の在宅生活を支援します。事業所2箇所を指定。
- ◆ 訪問型サービスB（住民主体によるサービス）有償ボランティア等により買い物や掃除等の簡単な家事支援を柔軟に行います。社会福祉協議会委託。
- ◆ 訪問型サービスC（短期集中予防サービス）保健・医療の専門職が短期間（3～6か月）において居宅での相談及び指導を行います。地域包括支援センター委託。
- ◆ 通所型サービスC（短期集中予防サービス）保健・医療の専門職が短期間（3～6か月）において生活機能を改善するために、利用者の個別性に応じて運動器向上等の教室を行います。地域包括支援センター委託。

【評価】 △	【検証】 【訪問型サービスA、B】 地域包括支援センターと連携がうまく取れず、利用者はA：0名・B：4名活動回数61回と少ない状況でした。対象となる人（軽度者）に必要な事業を振り分ける地域包括支援センターの職員が、町の方針を理解してくれるか・この事業を必要とするか否かが鍵となります。 【訪問型サービスC、通所型サービスC】 訪問型サービスCは、実15名に対し訪問回数26回実施し、居宅において専門職（理学療法士等）が支援することにより、身体機能の向上につながりました。 通所型サービスCは、実15名に対し120回実施しました。このサービスを利用することで、利用者の能力を見極め、6か月後の評価にて、卒業してサロン型事業「こむずカフェ」につなげるもの・継続してこの事業が必要なもの・介護保険のサービスが必要なもの等に振り分けることができ、サービスの適正化につながりました。ただ、利用者が少ないのが課題です。
【方向性】 拡充	【理由】 すべての事業について、利用が増えるようアセスメントに沿った事業展開ができるよう委託先と連携を行います。 また、H29年度に初めて取組んだ事業であり、必要性を検証するのにもう少し経過をみる必要があるため、H30年度も引き続き実施し、委託先とも協議しながら事業継続について検討していきます。

⑥ 生活支援体制整備事業

(第2節 健康・福祉_3 高齢者福祉、高齢者医療、介護保険_1 高齢者福祉、高齢者医療、介護保険)

- ◆ 高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくため、「資源開発」「ネットワーク構築」「ニーズと取組のマッチング」等を実施する生活支援コーディネーターを配置します。社会福祉協議会に委託。
- ・生活支援コーディネーター（嘱託員2名）

・生活支援コーディネーターによる生活支援等のサービスに係るボランティア等の担い手を養成するための研修を実施します。	
【評価】 ○	【検証】 行政や地域包括支援センターが主催する様々な会議や説明会に出席し、地域課題や住民のニーズの把握を行い、住民の力を発揮できるしくみとして、養成したボランティアを活用した「助け合い蓮（有償ボランティア）」を立ち上げ支援を行いました。 また、核となるような住民同士を結びつけ情報を共有するなどネットワーク形成に努め、介護保険事業所へ将棋や傾聴のできるボランティアを紹介するなど依頼者とボランティアのマッチングも行いました。 ただ、この事業の中で設置されている「協議体」（定期的な情報の共有・連携強化の場）を有効に活用できていないのが課題です。
【方向性】 拡充	【理由】 誰もが住みよい地域をつくるには、公的サービスだけでは限界があるため、住民（元気な高齢者含む）が主体となって必要な支援が行えるような仕組みづくりが必要です。 活用できていない「協議体」の再構築を行い、ボランティアだけでなく民間の団体とも連携して行きながら、誰もが住みよい地域づくりを模索していきます。

⑦ 認知症総合支援事業

（第2節 健康・福祉_3 高齢者福祉、高齢者医療、介護保険_1 高齢者福祉、高齢者医療、介護保険）

- ◆ 認知症の人が安心して暮らし続けるために、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の間の連携を図るための支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等をおこなう認知症地域支援推進員を配置します。 地域包括支援センター委託。
- ◆ 認知症カフェ（オレンジカフェ）を開設することで、認知症の人とその家族、地域住民、専門職が集い、認知症の人を支えるつながりを支援し、認知症の人の家族の介護負担を軽減します。 運営：介護者の会
- ◆ 認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる認知症初期集中支援チームを配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築します。 地域包括支援センター委託。

【評価】 ○	【検証】 【認知症地域支援推進員】 平成27年10月より地域包括支援センターへ配置しているため「顔の見える関係」が築け、住民からの相談が増えてきました。 認知症サポーター養成講座は小学生から高齢者まで幅広い年齢を対象に16回開催し460名のサポーターを養成しました。その中から、認知症シンポジウムへのボランティアに繋げることもできました。 認知症ケアパスとして作成した「安心ガイド」を配布していますが、
------------------	---

	住民に目を通してもらえていないのが課題です。 【認知症カフェ】 介護者の会が運営を行い、22回実施し延べ133名の住民が利用しました。認知症の方の介護に疲れた介護者が話せる場、認知症の方がくつろぐ場、グループホームの入居者が地域の方と交流の場として、リラックスした雰囲気の中で交流されています。お茶を飲むだけでなく将棋、囲碁、昭和初期の歌謡曲、折り紙、脳トレ等のメニューを工夫して開催していますが、1回平均6人（少ないときは2～3人）利用者が増えないのが課題です。 【認知症初期集中支援チーム】 新富町・高鍋町・木城町と3町で新富町地域包括支援センターに委託し、合同で実施しています。10月から本格始動開始し、町内3名の方に対応しました。初めての事業で手探りの中、各町での流れをつくることができました。専門職を2名雇用しましたが、本人の都合により1年で辞める事になり、継続しての雇用が今後の課題です。
【方向性】 拡大	【理由】 【認知症地域支援推進員】 より住民に顔を覚えてもらうため、あらゆる団体・交流の場に出向きます。また、認知症の正しい理解を広めるため認知症サポーター養成講座を引き続き行いサポーターを増やします。特に次世代を担う小中学生には学校と連携し実施していければと思います。課題である「安心ガイド」の活用法を模索します。 【認知症カフェ】 認知症の方やその家族だけでなく、子どもから高齢者まで集う場にすることで、より多くの住民に認知症についての理解を深めていきます。カフェの存在を知ってもらうため、ポスターを作製し病院や薬局、商店やいきいき健康課がおこなう住民検診での待合の場等に掲示します。 【認知症初期集中支援チーム】 専門職が専任で初期の認知症の方やその家族に対応し、適切な機関等につなげるこの事業は、今後ますます必要性が高くなってきます。雇用する専門職の2名が、より専門分野を発揮し事業展開につながるよう地域包括支援センター・町がバックアップしていきます。

⑧ 地域ケア会議推進事業

（第2節 健康・福祉_3 高齢者福祉、高齢者医療、介護保険_1 高齢者福祉、高齢者医療、介護保険）

◆ 個別ケース検討会である個別会議から地域課題の解決を検討する場まで一体的に取り組めます。

①地域ケア個別会議 個別ケース検討

②介護保険サービス事業者全体会 町内の全サービス事業者を集め、現状の課題・地域課題・事業者のあり方等を検討 ③地域ケア会議 個別会議やサービス全体会を通して、あがった課題等を検討するとともに町の方針を伝える場とする。	
【評価】 ○	【検証】 ①提出様式を変更したため、6月からの開催となりましたが、17回52件のケース会議を実施しました。対象者のくわしい情報を提出してもらったので第三者（専門職アドバイザー）も内容をよく理解でき、介護支援専門員に具体的なアドバイスが行えるようになりました。 ただ、会議の中で出された地域課題を解決する話し合いの場を設けていないのが課題です。 ②3回実施した介護保険サービス事業者全体会では、地域ケア個別会議に提出する様式記入の説明（介護支援専門員向け・サービス提供事業所向け）やH29年度から町が取組んだ新しいサービスの説明、介護保険法の改正や第7期の介護事業計画の説明を行い、町の方針を伝えることができました。 現在は、町が一方的に企画していますが、事業者が求める会になるよう参加者の意見を聞くことが課題です。 ③H29年度は第7期の介護事業計画策定の年であったため、地域ケア会議で意見を聞くことを目的とし、例年より早い時期に開催しました。各事業所、警察、消防、ボランティア団体等それぞれ自分たちに何ができるかという意見をいただくことができ、計画を作成する中で想いを反映することができました。
【方向性】 拡大	【理由】 ①介護保険制度を持続可能なものにするために必要不可欠な会議です。事例を提出する介護支援専門員等には、負担を伴いますが、全員に有意義な会になるよう町としても力を入れていきます。 また、せっかく出された地域課題を解決できるように関係者で話し合いを行います。 ②事業者が求める会になるよう参加者がどういう会議を望むのかアンケートを実施します。一方的に実施する会議ではなく、双方で必要な会議と認識できるような会にしていければと思います。 ③町全体の関係者に、また、法人の代表者に現場の状況を理解してもらうために実施していきます。

⑨ 在宅障がい者福祉サービス利用者の負担軽減事業

（第2節 健康・福祉_4 障がい者福祉）

◆ 障がい者は福祉サービス利用料の1割が自己負担となっていますが、昨年に引き続き自己

負担の2分の1の町助成を行います。	
【評価】 ○	【検証】 利用者に対する町独自の負担軽減を行うことによって、サービスの利用促進につながっています。 平成29年度においては414件の利用実績がありました。
【方向性】 現状維持	【理由】 障がいのある方が地域で安心して日常生活をしていくために必要なサービスであるため、今後もこの助成事業の継続が必要です。

⑩ 地域活動支援センター（I型）

（第2節 健康・福祉_4 障がい者福祉）

◆ 障がい者等が通える、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流促進の基礎的事業に加え、専門職員を配置し、医療福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民のボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を行います。

【評価】 ○	【検証】 障がい者への相談支援のほか、精神保健福祉士等の専門職員を配置し、創作、生産活動の機会の提供、地域との交流の促進を図りました。 月ごとに軽スポーツや音楽などを通じた交流会、町外施設見学、講演会研修、防災勉強会、地域行事の参加など様々な機会を通して地域住民との関係性の向上を目指した活動ができました。
【方向性】 現状維持	【理由】 障がい者への相談支援、生活支援等は不可欠の事業となっており、今後もこの助成事業の継続が必要です。

⑪ 障がい者等相談支援事業

（第2節 健康・福祉_4 障がい者福祉）

◆ 障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、福祉サービスの利用支援など必要な支援を行う事業で、関係機関との連絡調整や権利擁護のために必要な援助を行います。この事業は、専門性のある相談員が配置されている事業所に委託して行います。

【評価】 ○	【検証】 障がい者への相談支援のほか、精神保健福祉士等の専門職員からの福祉サービスの情報提供や利用助言など、様々な相談の窓口となっています。
【方向性】 現状維持	【理由】 障がいのある方が地域で安心して日常生活をしていくために利用できる福祉サービスの情報提供や関係機関との連携もできており、今後もこの支援事業の継続が必要です。

⑫ 人工透析患者福祉手当	
(第2節 健康・福祉_4 障がい者福祉)	
◆ 人工腎臓による血液透析療法の治療を受けている患者の通院交通費の一部を助成し、透析患者の健康維持と福祉の増進を図ります。	
【評価】 ○	【検証】 利用者に対する町独自の負担軽減を行うことによって、透析患者の負担軽減や健康維持につながっています。 平成29年度においては116件の助成実績がありました。
【方向性】 現状維持	【理由】 血液透析療法の治療を受けている患者にとって通院交通費の負担は大きく、交通費を一部助成することで患者の負担軽減と福祉の増進が図られるため、今後もこの助成事業の継続が必要です。

⑬ 重度心身障がい児童福祉手当	
(第2節 健康・福祉_4 障がい者福祉)	
◆ 精神または身体に重度の障害を有する児童（20歳未満）に対し支給し、児童の福祉の増進を図ります。 ・1人あたり 4,000円／月、35名分×4,000円×12月	
【評価】 ○	【検証】 精神または身体に重度の障害を有する児童（20歳未満）に対する町独自の助成を行うことによって、福祉サービス利用の負担軽減につながっています。 平成29年度においては82件の支給実績がありました。
【方向性】 現状維持	【理由】 精神または身体に重度の障害を有する児童が地域で安心して日常生活を送るため、今後もこの助成事業の継続が必要です。

⑭ 日常生活用具給付	
(第2節 健康・福祉_4 障がい者福祉)	
◆ 日常生活用具の給付を通じて、障害のある方の日常生活の便宜を図ります。	
【評価】 ○	【検証】 日常生活用具に対する助成を行うことによって、利用者の負担軽減や健康維持につながっています。 平成29年度においては311件の助成実績がありました。
【方向性】 現状維持	【理由】 障害のある方が、日常生活を送るうえで生ずる経済的負担を軽減するため、今後もこの助成事業の継続が必要です。

⑮ 日中一時・移動・訪問入浴支援事業	
(第2節 健康・福祉_4 障がい者福祉)	
◆ 日中一時支援、移動支援、訪問入浴支援などの生活支援を行います。	
【評価】 ○	【検証】 町に登録した事業所を通じて、障がい者で生活支援を必要としている方に、3つのサービスを提供しています。 費用については、非課税世帯は全額を町が負担し、一定以上の所得がある世帯に関しては、利用者負担が一部ありますが、半額を町が助成することで負担軽減を図っています。 本年度も、利用実績に応じて全ての給付を完了しました。
【方向性】 現状維持	【理由】 生活支援を必要としている方の数が、概ね横ばいまたは増加する傾向にあるため、今後も事業を継続していくことが必要です。

農業振興課

↓ 29 年 10 月 1 日現在

課長

平塚 貢一

農林水産グループ長

児玉 洋平

畜産グループ長

竹内 直也

1. 課の役割

農業振興課は、農林水産グループ、畜産グループで構成され、新富町の基幹産業である農林水産業の振興のため

①農政 ②林産 ③水産 ④園芸特産 ⑤畜産 などの役割を担っています。

2. 個別事業とその目標

① 効率的・安定的な水田農業の確立

(第4節 産業・経済_I 農業_1 農協経営の充実)

◆ 国の制度等を活用し、新規需要米(飼料用稲、米粉米、飼料用米、加工米)の作付や水田後作としてのそば、なたね、麦、飼料作物の作付推進などを図り、既存の水田営農から地域の特性を生かした新たな水田営農への転換及び米の生産調整と水田農業の構造改革を総合的に推進して、生産性の高い水田農業経営の確立を図ります。

【評価】

○

【検証】

国費である経営所得安定対策等交付金及び町単独補助金を活用し、主食用米からの作付転換を推進しました。

新規需要米(飼料用稲、米粉米、飼料用米、加工米)の作付面積は平成28年度と比較して6.4ha増加し、小麦の作付面積も2.7ha増加しました。

【方向性】

拡充

【理由】

平成30年産から国による米の生産数量目標の配分が廃止され、自らの販売実績等を踏まえ、主体的な需要に応じた米の生産を実施することになり、米価安定のため今後も転作作物の維持拡大が重要になります。

今後も地域特性を活かし、高度水田利用の確立を図る必要があります。

② 新規就農者及び農業後継者への支援

(第4節 産業・経済_I 農業_1 農協経営の充実)

◆ 農業後継者の確保と就農意欲の増進、担い手の育成、更には円滑な農業経営の継承を目指して、新規就農者及び農業後継者への支援を行います。

【評価】

○

【検証】

新規就農者及び農業後継者に対して、国の事業である農業次世代人材投資事業又は町の独自事業である新富町就農支援交付金事業を活用し、

	就農直後の経営確立を支援する給付金の給付を行いました。 農業次世代人材投資事業については、新規が1名、継続が12名、新富町就農支援交付金については7名に給付を行いました。
【方向性】 現状維持	【理由】 引き続き国の事業である農業次世代人材投資事業又は新富町就農支援交付金事業を活用し、新規就農者及び農業後継者に対する支援を行います。

③ 新富町農業活性化プロジェクト事業

(第4節 産業・経済_I 農業_1 農協経営の充実)

◆ 町内外からの新規就農者等に対する就農支援として、新規就農受入支援システム及び支援体制の構築に取り組むとともに、町の基幹産業である農業の発展と農業従事者の確保を図ります。

【評価】 ○	【検証】 平成29年度から新富町における農業の生産及び経営技術力向上による効率的かつ安定的な農業経営の継続を促すため、地域農業を支える新規就農者等（新規就農者及び農業後継者をいう。）に対する就農育成支援体制を構築し、もって新富町の基幹産業である農業従事者の確保、雇用創出及び担い手農家の経営規模の拡大・強化を目的とし、新富町新規就農者等育成支援協議会を設立しました。 また、本協議会において、ピーマンの栽培マニュアル及び研修プログラムを策定しました。
【方向性】 拡充	【理由】 新富町新規就農者等育成支援協議会において、新富町の基幹産業である農業従事者の確保、雇用創出及び担い手農家の経営規模の拡大・強化を図るため、新規就農者の受入プログラム策定及びサポート体制を構築し、県内外から新規就農者の募集を行います。

④ 新富そばの安定生産の推進

(第4節 産業・経済_I 農業_1 農協経営の充実)

◆ 新富そばの安定生産を行うために種子の導入に対して支援を行います。

【評価】 ○	【検証】 そばの安定生産のための種子購入助成を行いました。
【方向性】 現状維持	【理由】 天候に左右される作物のため、引き続き生産者に対するそば種子の助成を行い、そばの産地化と安定供給を目指します。

⑤ しんとみライチの産地化の支援

(第4節 産業・経済_I 農業_1 農協経営の充実)

◆ しんとみライチの産地化のための苗木導入に対して支援を行います。

【評価】 ○	【検証】 ライチの産地化に向け、苗木導入に係る経費の一部助成を行いました。
【方向性】 現状維持	【理由】 2年間助成を行い、約550本の苗の導入を行い、産地として一定の基盤が確立されました。

⑥ 産地パワーアップ事業

(第4節 産業・経済_I 農業_1 農協経営の充実)

◆ 地域の営農戦略に基づいて、実施する産地の高収益化に向けた取組を総合的に支援します。

【評価】 ○	【検証】 新富町産地パワーアップ計画を作成し、ハウス増反や高収益機械の導入を希望する農業者に対し、国の産地パワーアップ事業実施要綱に基づき補助金の交付を行いました。
【方向性】 現状維持	【理由】 新富町産地パワーアップ計画に基づき、事業要望、事業内容を精査し、収益アップに向けた取組を継続的に支援していく必要があります。

⑦ 有害鳥獣対策

(第4節 産業・経済_I 農業_1 農協経営の充実)

◆ 年々被害が拡大するサル、イノシシなどの有害鳥獣の駆除等に対して専門の駆除員を配置して、農作物の被害軽減対策に取り組みます。

【評価】 ○	【検証】 サルについては、専門の駆除員を配置して徹底した駆除・追い払い活動を行いました。駆除頭数については、前年度に比べて少なくなっており、追い払いが活動のメインとなっています。 イノシシについては、捕獲活動を積極的に活動しました。前年度に比べ、イノシシの駆除頭数が減少しており、駆除の効果が出ています。 また、近年増加するアナグマ等の駆除には箱ワナを効果的に使用し、駆除を行っています。
【方向性】 現状維持	【理由】 全国的に有害鳥獣の被害が増えていますが、新富町においては、有害鳥獣駆除対策協議会の活動もあり、被害状況は横ばいとなっています。

しかし、対策を怠れば増加することが予想されるため現状維持とします。

⑧ 認定農業者等（担い手）の育成

（第４節 産業・経済_I 農業_1 農協経営の充実）

- ◆ 地域農業の担い手である認定農業者の育成支援、及び農業経営の確立を目的とした、先進農家との交流や講演会開催の経費に対して支援を行います。

【評価】 ○	【検証】 新富町認定業者連絡協議会では、農業における人材確保と定着向上の取組についての講演会を開催し、農業経営の現況や課題について認識を深めました。 また、児湯地域認定農業者連絡協議会における現地研修会や経営理念研修会にも積極的に参加しました。自らの経営改善と地域農業・農村の発展を目的とした第20回全国農業担い手サミット IN こうちへの参加等に対し支援を行いました。
【方向性】 現状維持	【理由】 町における農業経営の改善と地域農業の振興・発展のため、町が農業経営改善計画を認定した農業者である認定農業者が自ら農業経営に関する課題解決や経営者としての能力を高める取組（講演会、研修会等）に対し、支援します。

⑨ しんとみアグリブランド創生事業

（第４節 産業・経済_I 農業_2 農産物加工・流通対策の充実）

- ◆ 農産物フェアを開催して宮崎県新富町産の農畜産物を県内外にPRをし、販路拡大を図ります。

【評価】 ○	【検証】 福岡市内のレストラン、スーパーと連携し、年2回のフェアを行い、町産農畜産物のPRを図りました。一部商品は既存流通の形で継続取引にも繋がり、販路拡大に繋がっています。
【方向性】 縮小	【理由】 3年間同フェアを行い新富産の農畜産物PRが行えました。次年度以降は、こゆ財団と重複しているような内容があるため事業の見直しを行う必要があります。

⑩ 環境保全型農業推進

（第４節 産業・経済_I 農業_4 環境に優しい農業の推進）

- ◆ 温暖な気候と豊かな土壌や水資源等を生かし、稲作や野菜生産に取り組んでいるが、近年の消費者の食の安全への関心や環境に対する意識の高まりに対応するため、環境負担の軽減

に配慮した農業の生産方式を普及することが必要であるため、有機農業の取組に対する支援を行います。	
【評価】 ○	【検証】 有機農業については、西都市・木城町・新富町においてグループで取組を行っている農業者に対し、国の環境保全型農業直接支払交付金実施要綱に基づき、取組面積及び取組作物に応じ、補助金の交付を行いました。 また、宮崎県のひなたGAPについての勉強会を開催し、GAPの取組に対する理解を深めました。
【方向性】 現状維持	【理由】 平成26年に国が示した有機農業の推進に関する基本的な方針に定める有機農業の推進及び普及の目標に向けた取組の一つとして、引き続き、有機農業の取組に対する支援を行います。 また、平成30年度から国の環境保全型農業直接支払交付金事業に取り組むためには、国際水準のGAPの取組が必須であるため、国・県の補助金を活用し、将来GAP取得を目指す農業者への支援を行います。

⑪ 家畜伝染病防疫強化対策

(第4節 産業・経済_I 農業_5 畜産の振興)

◆ 口蹄疫、鳥インフルエンザ等の防疫対策を確立し、安心安全な畜産経営の構築を図ります。

【評価】 ○	【検証】 家畜伝染病防疫強化対策として防疫資材の支援と、各農場へ防疫強化の指導・啓発に努めました。
【方向性】 現状維持	【理由】 近年、近隣諸国や国内において家畜伝染病の発生が続いています。そのため町内の各畜産農家に防疫強化徹底の指導・啓発を継続して行っていく必要があります。

⑫ 肉用牛・乳用牛振興対策

(第4節 産業・経済_I 農業_5 畜産の振興)

◆ 肉用牛の優良繁殖雌牛確保、肉用牛肥育素牛地元購買促進、乳用牛の後継牛確保に対して支援を行います。

【評価】 ○	【検証】 後継牛の確保対策及び更新対策として和牛繁殖雌牛31頭、乳用後継牛60頭、導入対策として地元産肥育素牛89頭の支援を行いました。
【方向性】 現状維持	【理由】 口蹄疫後導入した和牛繁殖雌牛及び、乳用牛については更新時期になっている。市場価格高騰のため、自家保留を含めた繁殖雌牛の導入や乳

用後継牛の確保、肥育素牛導入の対策を継続していく必要があります。

⑬ 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策

(第4節 産業・経済_I 農業_5 畜産の振興)

- ◆ 担い手の育成、新規就農者及び農業後継者への牛舎整備等の支援を行い、肉用牛・乳用牛の増頭対策と収益力向上と生産基盤の強化に取り組みます。

【評価】 ○	【検証】 担い手の育成として国庫事業である畜産クラスター事業等を活用した畜舎や堆肥舎の整備、素畜導入及び農業機械の導入を行いました。 また肉用牛の増頭対策や収益力向上・生産基盤強化に努めました。
【方向性】 現状維持	【理由】 担い手の育成として、新規就農者や農業後継者に支援を行い、収益力向上・生産基盤強化に努めていく必要があります。

⑭ 海岸保安林の松くい虫防除

(第4節 産業・経済_II 林業・水産業)

- ◆ 災害の防止とともに富田浜松林の優れた景観を残すために、松枯れを防止するための薬剤散布、薬剤の樹幹注入、伐倒駆除を行います。

【評価】 ○	【検証】 富田浜松林の松くい虫防除については、地上散布、樹幹注入を実施しました。伐倒駆除については、前年度までに松枯れの被害木を大方取り除いたため、実施しませんでした。 現状、多くの松について松枯れの被害により植え替えを行ったため、継続して防除を行うことで、被害を抑えられると考えます。
【方向性】 現状維持	【理由】 現在残っている松を守るため、新しく成長する松を守るためにも、防除等を実施しなければ、過去のような被害が繰り返されてしまうと考えるため、現状維持とします。

農地管理課・農業委員会

↓ 29 年 10 月 1 日現在

課長	壺岐 進
農村整備グループ長	宮崎 健一
農地管理グループ長	齊藤 隆文
農業委員会グループ長	宮本 信一

1. 課の役割

農業委員会グループは、農地法及び農業経営基盤強化促進法に基づく農地等の権利移動の許可や、農地等転用申請書に関する業務や農業者年金の推進業務等を行なっています。

農村整備グループは、農地の保全、農業環境整備に関する業務を行っています。

農地管理グループは、農地中間管理機構の市町村窓口として、農地の賃貸借契約事務を行い、担い手への農地集積に関する業務を行っています。

2. 個別事業とその目標

① 認定農業者等の農地の集積

(第4節 産業・経済 _I 農業 _1 農協経営の充実)

◆ 農業経営基盤強化促進法を活用し、農業委員及び農地利用最適化推進委員によるあっせんを推進し、認定農業者等へ農地の集積を図ります。

【評価】 ○	【検証】 農地中間管理機構の活用を中心に推進し、認定農業者への配分を行い、一定の集積を行いました。
【方向性】 継続	【理由】 今後、優良農地を維持するためには、担い手の農地の集積・集約が必要です。 「人・農地プラン」並びに、「農地中間管理事業」の理解を深め、地域の担い手へのあっせんに努めてきました。現在の流れを継続する必要があります。

② 遊休農地等の解消及び発生防止

(第4節 産業・経済 _I 農業 _1 農協経営の充実)

◆ 高齢化や労働力不足等により増加傾向にある遊休農地等の解消及び発生防止を図るために定期的にパトロールを行い、農地相談員を活用し所有者及び利用者との調整を図ります。

【評価】 ○	【検証】 遊休農地解消面積 2.6ha 現地調査 8月 目標面積を達成しました。引き続き遊休農地の解消に努めます。
【方向性】	【理由】

現状維持	今後も、農業者の高齢化や労働力不足などで、遊休農地等の増加が予想されますが、農地利用最適化推進委員と連携し、農地中間管理機構等を利用した担い手への集積を行い、遊休農地の増加に歯止めをかけるとともに、遊休農地の解消に努めます。
------	--

③ 農業者年金の推進

(第4節 産業・経済 _I 農業 _1 農協経営の充実)

◆ 農業後継者や新規就農者へ啓発を行い、年金制度への理解を図り農業者年金加入を推進します。

【評価】 ○	【検証】 平成29年度新規加入者 5名（県目標4名を達成） 農業者年金加入促進期間 10月28日から11月28日
【方向性】 現状維持	【理由】 農業者の将来の生活基盤の基礎強化となるもので、後継者や新規就農者等の政策支援等の優遇措置も設定されていますので、政策支援に力を入れて、今後も引き続き農業者年金の加入促進を行っていきます。

④ 農道舗装の推進

(第4節 産業・経済 _I 農業 _3 農業生産基盤の整備)

◆ 幹線農道のコンクリートによる舗装を行います。

【評価】 ○	【検証】 材料支給を行うことにより舗装が容易に行え、農道の維持管理等の向上に繋がっています。事業内容が町民に浸透しているとともに、自力施工も評価でき、事業効果が確認できます。
【方向性】 拡充	【理由】 地域住民の発想と労力によって施工され、材料支給することによって安価で短期間に農道舗装等の施工が可能になります。 地域住民からの要望もあり、現状を継続するとともに、地元で施工できない部分の支援を今後は充実していくことが必要と考えます。

⑤ 農業基盤整備事業の推進

(第4節 産業・経済 _I 農業 _3 農業生産基盤の整備)

◆ 農地の暗渠排水及び農道整備を行います。

【評価】	【検証】
------	------

○	採択条件である「人・農地プラン」や「農地中間管理事業」に取組地域について、実施しました。 暗渠排水については、補助事業制度の改正の影響により、H29年度は、申請者少数での施工に留まりました。 ・農道整備 3,870m実施（H29分1,483m、H28繰越分2,387m） ・暗渠排水整備 0.52ha 実施
（方向性） 現状維持	【理由】 農地の暗渠排水については、補助事業制度改正に伴い、農業者自力施工が必要となるため、事業制度説明の上、要望を取り直す必要があります。 また、農作業道舗装工事についても、農作業の効率化向上が事業効果として図られるため、継続が必要です。

⑥ 圃場整備の推進

（第4節 産業・経済 _I 農業 _3 農業生産基盤の整備）

◆ 関連土地改良事業区域内の圃場整備の取り組みに対して支援を行います。

【評価】 ○	【検証】 大和地区については、基本設計および換地業務を実施しました。 新田西地区については、事業採択に向けて調査業務や推進会議等、採択要件である農地中間管理事業等に係る地元説明会を実施しました。 一ツ瀬川地区更新事業については、未受益者への意向調査を実施し、国、県、関係機関と協議しました。
【方向性】 拡充	【理由】 大和地区については、引き続き換地業務及び担い手研修を行います。 新田西地区については、地元の促進協議会及び関係機関との連携を行うとともに、採択要件である「人・農地プラン」や「農地中間管理事業」の推進を行います。 一ツ瀬川地区更新事業については、事業採択に向けた、関係機関との協議を引き続き進めていきます。

⑦ 農地中間管理事業の推進

（第4節 産業・経済 _I 農業 _3 農業生産基盤の整備）

◆ 担い手への農地集積・集約化を図るため農地中間管理事業を推進します。

【評価】 ○	【検証】 モデル地区において、農地中間管理機構の活用目標に届かず、翌年度は、各種補助事業とも連携し、地域の実情にあった担い手への集積・集約の継続が必要です。
【方向性】	【理由】

継続	現在、高齢化、後継者不足、耕作放棄地の増加など「人と農地の問題」が全国的な課題となってきました。将来の地域農業の維持に向け、「人・農地プラン」並びに、「農地中間管理機構」の活用の拡充が必要です。 また、圃場整備事業の採択要件でもあるため、新田西地区での推進強化が必要です。
----	--

⑧ 多面的機能支払交付金事業及び新富町農地・水環境保全事業補助金の推進	
(第4節 産業・経済 _I 農業 _4 環境に優しい農業の推進)	
◆ 多面的機能支払交付金として、集落が共同して行う農地・農業用水等施設の保全管理と集落環境の向上を目的とした活動やその補修・更新等の活動に対して支援を行います。また、国の事業で支援できない活動に対しては、町単独事業として支援します。	
【評価】 ○	【検証】 農地維持を行うために農地・農業用施設（用排水路、農道等）の維持管理を地域住民が一体的に取り組み、地域環境が保全されています。
【方向性】 拡充	【理由】 農用施設の持つ多面的機能は農業だけではなく、地域住民に多くの恩恵をもたらしています。 今後も農業者と非農業が共同で維持管理を行うことにより、地域環境保全と地域の活性化に繋がります。 現在、本事業のカバー率は46.7%で、さらに拡充の必要性があります。

都市建設課

↓ 29 年 10 月 1 日現在

課長	今村 行信
建築都市計画住宅グループ長	岩村 伸夫
道路・河川グループ長	緒方 利行
まちづくり推進室長	比江島 信也

1. 課の役割

都市建設課は、建築都市計画グループ、道路・河川グループ、まちづくり推進室で構成され、生活を支える地域基盤づくりを推進する役割を担っており、①公営住宅の維持管理及び整備 ②都市計画道路、公園・緑地、都市下水路などの維持管理及び都市計画事業の推進 ③交通網の整備 ④河川の整備等住環境の整備、⑤「まちづくり事業（防衛省補助事業）」を活用して、地域活性化拠点施設の整備に向けた調査・検討を行っています。

2. 個別事業とその目標

① 幹線道路整備事業

(第1節 暮らし・環境_I 生活環境_1 暮らしのインフラ)

◆ 幹線道路については引き続き計画的に整備します。

- ① 佐土原～木城線道路改修工事
- ② 佐土原～木城線道路改修工作物補償
- ③ 越馬場～野中線実施設計委託業務

◆ 国道 10 号新富バイパス（4 車線化）の早期完成と三納代地区事業推進を国に強く要望します。

【評価】 ○	【検証】 佐土原～木城線道路改修工事及び工作物保障については、年度内完了しました。 国道 10 号新富バイパス（4 車線化）計画決定延長 4.8 km のうち 4.1 km について平成 29 年度中に開通しました。残り 700 m についても早期完成に向け国に要望しています。
【方向性】 現状維持	【理由】 幹線道路の整備は、町民の快適な生活を支えるための重要な事業ですので、今後も継続していく必要があります。

② 幹線以外の道路整備及び交通安全対策事業

(第1節 暮らし・環境_I 生活環境_1 暮らしのインフラ)

◆ 町民生活の向上及び安全な道路の整備、管理に努めます。

- ① 塚原～竹ヶ山線道路改良工事

② 樋之元線道路改良工事 ③ 平田～栗野田線道路改良工事 ④ 富田町～上城元線道路改良工事 ⑤ 永牟田線道路改良工事 ⑥ 楠～西畦原線道路改良工事 ⑦ 芝原～末永線実施設計委託業務 ⑧ 中村～竹湊線用地測量委託業務 ⑨ 湯風呂～追分線測量設計委託業務 ⑩ 三納代～北原牧線補償調査委託 ⑪ 新富町道路施設等調査委託業務 ⑫ 祇園原～駒取線舗装補修 ⑬ 末永～鬼付女線舗装補修 ⑭ 矢床線舗装補修 ⑮ 橋りょう補修設計委託業務 その他町道維持補修など	
【評価】 ○	【検証】 計画していた工事及び委託業務については、すべて完了しました。継続事業については、引き続き整備していきます。
【方向性】 現状維持	【理由】 町民の快適な生活を支えるための重要な事業ですので、今後も継続していく必要があります。

③ 木造住宅耐震診断事業

(第1節 暮らし・環境_I 生活環境_2 消防、救急、防災、交通安全、消費者行政)

◆ 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建てられた木造住宅について、耐震診断を行います。(予定戸数：10 戸)

※1 戸当たり 6 千円の個人負担が必要

【評価】 △	【検証】 町民へのお知らせ版及び町のホームページ等で周知・募集を図りましたが、予定の半分の 5 戸について耐震診断を実施しました。 多くの町民に周知してもらうようお知らせ版での周知回数等を増やしていきます。
【方向性】 現状維持	【理由】 災害時の減災に繋がる重要な事業ですので、今後も継続していく必要があります。

④ 木造住宅耐震改修設計事業

(第1節 暮らし・環境_I 生活環境_2 消防、救急、防災、交通安全、消費者行政)

◆ 耐震診断によって耐震基準を満たさないと判定された木造住宅に対して、その所有者が行う耐震改修の設計に要する費用の一部を補助します。(予定戸数：5戸)

※1戸当たり補助限度額：10万円

【評価】 △	【検証】 町民へのお知らせ版及び町のホームページ等で周知・募集を図りましたが、耐震診断を実施しました5戸の内1戸が耐震改修設計を実施されましたので助成をしました。
【方向性】 現状維持	【理由】 災害時の減災に繋がる重要な事業ですので、今後も継続していく必要があります。

⑤ 木造住宅耐震改修事業

(第1節 暮らし・環境_I 生活環境_2 消防、救急、防災、交通安全、消費者行政)

◆ 耐震診断によって耐震基準を満たさないと判定された木造住宅に対して、その所有者が行う耐震改修の工事に要する費用の一部を補助します。(予定戸数：【一般型】1戸、【段階型】2戸) ※1戸当たり補助限度額：【一般型】75万円、【段階型】45万円

【評価】 △	【検証】 町民へのお知らせ版及び町のホームページ等で周知・募集を図りましたが、2戸の募集に対し1戸の申し込みがあり改修工事を実施されたので助成をしました。
【方向性】 現状維持	【理由】 災害時の減災に繋がる重要な事業ですので、今後も継続していく必要があります。

⑥ 町営住宅整備事業

(第1節 暮らし・環境_I 生活環境_4 住宅、公園、緑地、環境美化)

◆ 防衛省住宅防音事業で設置した町営住宅の空調機器について、設置から10年以上経って機能が低下した機器の機能復旧を行います。(予定台数：35台)

◆ 栗野田団地A棟の外壁及び階段室手摺の改修を行います。

◆ 新町新団地A棟・B棟の外壁改修を行います。

【評価】 △	【検証】 良好な住環境整備のため機能低下した空調機器35台の復旧工事を行いました。 年次計画に基づき栗野田団地A棟の改修工事を行いました。 新町新団地の改修工事については、次年度実施と計画変更しました。 (補助金額の減額決定のため)
-----------	--

【方向性】 現状維持	【理由】 良好な居住環境の整備、質の高い町営住宅の長寿命化を図るため今後も継続していく必要があります。
---------------	--

⑦ 排水路整備事業	
(第1節 暮らし・環境_Ⅱ 自然環境保全・公害_1 自然環境保全・公害)	
◆ 各地域の実情に応じ、排水路の整備を行います。 六反田地区排水路整備調査・工事	
【評価】 ○	【検証】 六反田地区排水路整備調査・工事については、年度内完了しました。
【方向性】 現状維持	【理由】 良好な居住環境整備は、町が目指す「安心して安全に暮らせるまちづくり」にとって重要な事業であります。

⑧ 新富町まちづくり事業	
(第4節 産業・経済_Ⅳ 観光)	
◆ 深刻化が予想されている「人口減少時代」に対応するため、魅力ある地域資源を効果的に連携させ、交流人口の増加と地域活性化を契機とした、町内に賑わいを生み出す取り組みとして「新富町まちづくり事業」を推進します。 ① 地権者説明会の開催 ② 町民説明会の開催	
【評価】 ○	【検証】 地権者説明会を5月に実施、その後6月までで16会場で町民説明会を開催しました。「まちづくり事業」の内容等を説明し今「まちづくり事業」を行う意味等を理解してもらいました。
【方向性】 拡充	【理由】 町の将来を託す重要事業ですので、今後も継続していく必要があります。

環境水道課

↓ 29 年 10 月 1 日現在

課長	金丸 雅弘
水道事業グループ長	河野 ゆかり
環境衛生グループ長	倉永 浩幸

1. 課の役割

環境水道課は、水道事業グループ、環境衛生グループで構成され、水道事業グループでは、良質で安定的な水道水を供給するため、水道施設の整備・災害時に備えた上水道の確保を担っており、環境衛生グループでは、一般廃棄物の処理及び減量化、資源化を含め、合併処理浄化槽設置補助、し尿処理に関すること、環境保全に関する業務や犬の登録及び狂犬病予防、食品衛生に関する業務を所掌しています。

2. 個別事業とその目標

① 水資源の保全

(第1節 暮らし・環境_I 生活環境_1 暮らしのインフラ)

- ◆ 安心して、おいしく飲める水の供給のために、関係機関と連携して、一ツ瀬川流域の水質監視と水質管理情報についても共有化を行ない、一ツ瀬川の水質保全を図ります。
- ◆ 水は限られた資源であることから、水の持つ役割や大切さを理解し貴重な水資源の有効活用のため、有収率の向上を図ります。

【評価】 △	【検証】 関係機関と連携し、水質管理情報の把握など水質管理体制強化を行い、夏季時期の一ツ瀬ダムで発生する異臭（かび臭）の原因であるジェオスミン対策に努めました。 有収率向上対策として、富田地区配水管漏水調査を計画しましたが実施に至りませんでした。 今後の課題は、年々増えてくる老朽管の更新を計画的に実施していくことです。
【方向性】 拡充	【理由】 安心して、おいしく飲める水の供給のために、更に水質管理を徹底し、水質保全を図ります。 管路整備を継続的に実施します。

② 上下水道施設の整備、災害時に備えた上水道の確保

(第1節 暮らし・環境_I 生活環境_1 暮らしのインフラ)

- ◆ 上水道施設の適正な管理に努めるとともに、老朽化した設備の計画的な整備を進めます。

① 牧神配水池布設替工事

◆ 水の安定供給を図るため、配水管の布設工事を実施します。 ① 佐土原～木城線配水管布設工事 ② 成法寺～末永線配水管布設工事 ◆ 水圧不足地域の解消および耐震対応水道管への切換えを行います。 ① 樋之元線配水管布設替工事 ② 矢床線配水管布設替工事 ③ 富田町～上城元線配水管布設替工事 ④ 麓地区配水管布設替工事 ◆ 国道10号改良工事工期に合わせて、配水管布設工事を実施します。 ① 国道10号（1工区）配水管布設工事 ② 国道10号（2工区）配水管布設工事	
【評価】 ○	【検証】 施設設備の配水管布設替、老朽管の布設替、耐震化対応管への布設替を概ね計画通り実施することができました。 配水池の整備更新等を行い、安定給水の確保に努めました。 配水管布設替工事により、麓地区の老朽管などを、耐震性能を有している耐衝撃性硬質塩化ビニル管に布設替を行い、また、道路改良に併せて配水管の耐震補強に努めました。
【方向性】 拡充	【理由】 安定供給を目指して基幹施設や幹線道路の耐震化を図るとともに、浄水場などの既存老朽設備等の更新を計画的に行います。

③ 適正なごみ処理

（第1節 暮らし・環境_I 生活環境_5 ごみ処理・リサイクル）

- ◆ ごみの分別収集を徹底し、適正な一般廃棄物の処理を行います。また、資源ごみについては西都児湯クリーンセンターにて適正処理を行い、循環型社会の形成に努めます。
- ◆ 1市5町1村で、適正なごみの処理や減量化について検討して行きます。
- ◆ ごみ収集所に排出されたごみが、適正に収集運搬されるよう監視します。
- ◆ 塵芥中間受入施設（旧藤山）の搬入ごみについて適正に管理運営を行ない、搬入されたごみを適正に処分します。
- ◆ ごみ収集車を購入し町内の各地区のごみ収集を迅速にし町民の衛生的な生活環境を保持していきます。

【評価】 ○	【検証】 ごみ分別収集の広報・啓発を行い適正な処理を行いました。西都児湯環境整備事務組合の参画市町村で、年5回の展開検査を行い適正なごみ処理分別の指導や減量化について協議を行いました。塵芥中間受入施設の搬入ごみについては、良好な管理運営を行い、搬入されたごみは運搬委託業者により適切に処理されました。ごみ収集車を購入し以前よりコンパクトになり、以前入れなかった路地にも入れるようになり迅速かつ衛生的な生活環境を維持できるようになった。
----------------------	---

【方向性】 拡充	【理由】 今後も適切な処理分別収集及び運搬が行われるよう啓発や環境美化パトロールによる監視や巡回を行います。
-------------	---

④ ごみ減量化及び資源リサイクルの推進

(第1節 暮らし・環境_I 生活環境_5 ごみ処理・リサイクル)

- ◆ 定期的にごみの分別やリサイクルについての啓発を行います。
- ◆ ごみ分別の徹底と再資源化について啓発し、循環型社会の形成に取り組みます。
- ◆ 西都児湯クリーンセンターで年間2回行う「環境フェスタ」を通じて、環境保全等について啓発していきます。
- ◆ 生ごみを削減するためコンポストの普及を進めていきます。

【評価】 ○	【検証】 定期的にごみの分別やリサイクル、減量について啓発を行いました。 ごみの分別の徹底と再資源化については、町のおしらせ版や無線放送を使って啓発を行いました。 西都児湯クリーンセンターで年2回開催の「環境フェスタ」では多くの来場者があり環境保全リサイクル等について啓発を行いました。コンポストの購入補助を行い購入者も増えてきている。
【方向性】 拡充	【理由】 広報や啓発活動を行い、ごみの減量化及びリサイクルの推進に取り組みます。コンポストの購入補助を継続し生ごみ減量に取り組みます。

⑤ 火葬場の運営・設備

(第1節 暮らし・環境_I 生活環境_6 火葬場施設・墓地)

- ◆ 平成27年度に完成した、環境に配慮した近代的な火葬場の効率的な維持管理を進めていきます。
- ◆ 火葬場運営について、1市5町での広域取組みとして進めていきます。

【評価】 ○	【検証】 周辺の環境に配慮し効率的な維持管理ができました。火葬運営については、西都児湯環境整備事務組合にて協議を行い広域行政として取り組みました。
【方向性】 拡充	【理由】 今後も、1市5町での広域取組を行い、効率的な維持管理を進めていきます。

⑥ 墓地の管理

(第1節 暮らし・環境_I 生活環境_6 火葬場施設・墓地)

- ◆ 各地区の墓地に関する相談窓口になります。
- ◆ 墓地改葬について住民に周知します。
- ◆ 町営墓地を適正に管理します。

【評価】 ○	【検証】 墓地に関する相談に応じました。墓地改葬について広報誌等で周知しました。町営墓地の適正管理を行いました。
【方向性】 現状維持	【理由】 町営墓地の環境整備について委託をし維持管理を行い環境美化に努めます。

⑦ 自然環境の保全

(第1節 暮らし・環境_II 自然環境保全・公害_1 自然環境保全・公害)

- ◆ 海岸清掃等のボランティア活動を推進します。

【評価】 ○	【検証】 関係課と連携を図りながら富田浜の海岸清掃、クリーンアップ宮崎等のボランティア活動を推進しました。
【方向性】 拡充	【理由】 海岸清掃等のボランティア活動については、今後も推進していきます。

⑧ 環境保全意識の啓発

(第1節 暮らし・環境_II 自然環境保全・公害_1 自然環境保全・公害)

- ◆ 町民に公共水域の水質保全意識の高揚のため啓発を行います。

【評価】 ○	【検証】 広報などを通じて啓発を行いました。
【方向性】 現状維持	【理由】 町民に広域水域の水質保全意識の高揚のため啓発を行います。

⑨ 環境汚染対策

(第1節 暮らし・環境_II 自然環境保全・公害_1 自然環境保全・公害)

- ◆ 不法投棄等の監視パトロールを行います。
- ◆ 河川汚染の原因の1つとなる家庭からの廃食油の流入を防ぐために、年間5,000ℓを目標に廃食油の回収を行い、河川等の水質検査を定期的（年4回）に行っていきます。

【評価】 ○	【検証】 環境美化パトロール監視員による監視パトロールを定期的に行い強化しました。廃食油回収を行い、回収量5,760ℓで目標の数字を達成できた。河川等の水質検査を年4回定期的に行いました。
-----------	---

【方向性】 拡充	【理由】 引き続き環境美化パトロール監視員のパトロールを強化します。廃食油の回収については、広報を行い回収量アップを図ります。
-------------	--

⑩ 排水処理対策等の充実

(第1節 暮らし・環境_Ⅱ 自然環境保全・公害_1 自然環境保全・公害)

- ◆ 生活排水から河川等の水質を守るために、生活排水処理率（合併浄化槽使用率）66%を目標に推進します。
- ◆ し尿や浄化槽汚泥の処理を行っている新富処理施設「潮香苑」を適正に運営していきます。

【評価】 ○	【検証】 平成29年度の合併処理浄化槽の設置数は、114基（補助88基）でした。生活排水率は66.39%で目標を達成しました。 新富し尿処理施設「潮香苑」を適正に維持管理運営しました。
【方向性】 拡充	【理由】 平成30年度は生活排水率67%を目標に推進します。また、平成26年度より行っている合併処理浄化槽設置の際の単独浄化槽撤去費用補助を、平成30年度も引き続き行い、合併浄化槽への転換を推進します。 新富し尿処理施設「潮香苑」の適正な維持管理運営に努めます。

会計課

↓ 29 年 10 月 1 日現在

課長 道下 秀人

課長補佐 山本 明子

1. 課の役割

会計課は、新富町の歳入歳出に関し適正に行われているか審査し、それを正確に遂行する役割を担っています。

2. 個別事業とその目標

① 余裕金管理の充実

(第5節ビジョンを実現するための行政の取り組み _Ⅲ行財政運営の効率化 _1 財源の確保)

◆ 安心安全を基本に高金利の金融機関を選定し、余裕金の活用による預金利息のさらなる拡大確保に努めます。

【評価】 ○	【検証】 余裕金については、定期預金への運用を図り、超低金利ながら利息確保に努めました。
【方向性】 拡充	【理由】 超低金利環境の長期化により、運用益が出にくい現状です。 今後は、資金調達担当の財政部局と会計課が連携しながら資金管理を適正に行い、運用効率を引き上げていくことが課題です。

② 収納代理金融機関の拡充

(第5節ビジョンを実現するための行政の取り組み _Ⅲ行財政運営の効率化 _1 財源の確保)

◆ 納付者の利便性向上と収納率アップを図るため、収納代理金融機関の拡充を図ります。

【評価】 △	【検証】 収納代理金融機関の増減はありませんが、現在、指定金融機関・収納代理金融機関は、町内8店舗、県内約160店舗、九州内87店舗、さらに九州内のゆうちょ銀行各支店で取り扱いができ、納付窓口は確保されています。また、コンビニ納付の取扱店舗も増えています。
【方向性】 拡充	【理由】 税金の納付方法割合は、28年度における口座振替が約46.3%、コンビニ納付は約22%、29年度の口座振替が約46.5%、コンビニ納付は約23.2%となっており、コンビニ納付の割合が増加し収納率もアップしています。 今後は、納付される方の利便性がさらに向上するよう、パソコン・携帯等で納付ができる方法などを確立していくことが課題です。

議会事務局

↓ 29 年 10 月 1 日現在

局長 東 良一
局長補佐 宮武 祐二

1. 課の役割

議会事務局は、議会運営の事務処理を担っています。また、監査委員会事務局を併任し、一般会計・特別会計の会計監査を行います。

2. 個別事業とその目標

① 開かれた議会の実現

(第5節ビジョンを実現するための行政の取り組み _II 町民参加の推進 _1 行政情報の公開)

◆ 町民が参加できる議会を目指し、議会報告会・座談会などへの取組みについて補助・支援を行います。

【評価】 △	【検証】 定例会日程、一般質問の内容、議会報告会の案内等を町ホームページ、町広報誌、議会だより、町内 I P 告知、無線放送を活用し、町民の皆様へお知らせし、僅かながら議会傍聴者の増加につながりました。 (傍聴者数 平成 25 年度 : 186 人 平成 26 年度 : 224 人 平成 27 年度 : 253 人 平成 28 年度 : 186 人 平成 29 年度 : 192 人) 今年で 8 回目の開催となった議会報告会では、町民の方から貴重な意見を頂き、議会活動の参考とさせていただきました。 今後、さらに住民の意見が議会に反映されるよう、改善工夫に努めます。
【方向性】 現状維持	【理由】 今後も様々な媒体を使って広く町民に情報提供を行い、議会の活動報告と町民の意見交換ができる機会を作り、開かれた議会の実現のため、町民の意見が届きやすい環境を作ります。

② 議会広報の充実

(第5節ビジョンを実現するための行政の取り組み _II 町民参加の推進 _2 町民参画の町のまちづくり)

- ◆ 町民の読みやすい「議会だより」になるよう、アンケート等を実施し、多くの町民に読んでいただける広報誌を目指します。
- ◆ 議会活動の内容を町内外へ発信するため、ホームページの充実を図ります。
- ◆ 議会広報特別委員会の研修の補助・支援を行います。

【評価】	【検証】 広報誌「議会だより」については、文字、表題の配置、バランスや分
-------------	--

	かりやすい写真などを毎回研究しながら作成しました。 また、定例会毎（年４回）に傍聴者へ議会だよりに関するアンケートをお願いし、貴重なご意見を広報誌に掲載するなど、町民目線の広報誌となるよう努めました。 なお、議会広報特別委員会は研鑽を深めるため先進地研修を行いました。 新富町役場１階ロビー及び新富町総合交流センターで議会中継を傍聴することができるようになっております。
【方向性】 現状維持	【理由】 町民の意見を伺いながら読みやすく・わかりやすい「議会だより」を作ります。 ホームページを活用し、町内外へ情報を発信します。

③ 先進性のある議会の実現

（第５節ビジョンを実現するための行政の取り組み _Ⅱ 町民参加の推進_ ２ 町民参画のまちづくり）

◆ 政策提言につながる各常任委員会及び特別委員会の行政調査の補助・支援を行います。

【評価】 △	【検証】 常任委員会・各特別委員会ともに行政調査を行いました。 本議会が行う議会改革に伴う講師招聘はできませんでしたが、宮崎県町村議会議長会等が行う研修会等へ積極的に参加しました。
【方向性】 現状維持	【理由】 問題解決の調査研究を進め、地域発展を目指すため、各常任委員会・特別委員会の行政調査の補助・支援を行います。 議会の信頼性を高めるため、継続的な議会改革に取り組みます。 今後も理解を深め、適切な補助や支援ができるよう努めます。

教育総務課

↓ 29 年 10 月 1 日現在

課長	池田 真二
教育総務グループ長	宮本 芳幸
教育対策監	森山 聖一
教育施設整備対策室	
室長 教育総務課長兼務	(兼)池田 真二

1. 課の役割

教育総務課は、教育総務グループと教育施設整備対策室で構成され、新富町教育基本方針のもと、夢を育み 力をつける教育の創造を掲げ、1. 確かな学力を目指す学力向上 2. 生徒指導の充実 3. 健康・安全の徹底 4. 読書推進事業の展開 5. 学校施設・設備の充実の推進を行います。

2. 個別事業とその目標

① 学校施設・設備の充実

(第3節教育・文化・人づくり_Ⅱ 業務教育_1 教育施設の整備)

◆ 学校施設の充実に取り組みます。

- ① 上新田小学校建設及び関連諸整備を平成 29 年度中に行い、小中一貫校開校を目指します。
- ② 講堂床改修、講堂雨漏り工事などの施設の改修を実施します。
- ③ 給食センターについては、建設計画を進めます。

【評価】

○

【検証】

上新田小学校建設については、遊具の設置及び外構工事等、関連工事も平成 29 年度完成し、小中一貫教育校「学びの丘 上新田学園」として、平成 30 年 4 月開校しました。

講堂床改修及び講堂雨漏り工事は夏休み中に実施しました。

給食センター建設については、富田給食共同調理場として、建設場所を決定し、設計に着手し設計は完成しました。

【方向性】

拡充

【理由】

富田給食共同調理場は平成 30 年度完成を目指します。

また、富田小学校講堂の建設や上新田中学校プール改修計画の協議を進めます。

② 学力の向上

(第3節教育・文化・人づくり_Ⅱ 業務教育_2 教育内容の充実)

◆ 学習指導方法の工夫改善に努めるとともに小中一貫教育を推進します。

- ① 県教育委員会から指導主事の派遣を受け、専門的な立場から学校への指導助言の強化を図ります。

② 「学力・授業力向上推進リーダー」による授業研究及び授業公開を通じて、各学校においても授業改善に取り組みます。 ③ 非常勤講師の配置の充実、適応指導教室「けやき教室」と学校の連携の充実を図り、各学校の児童生徒一人ひとりへのきめ細かな指導を行います。 ④ 全中学校区で家庭学習の充実を図ります。 ⑤ 新田学園では、小中一貫校ならではの教育を推進するとともに、上新田中学校区では30年4月の施設一体型小中一貫校開校のための準備を行い、全中学校区での小中一貫教育を目指します。	
【評価】 ○	【検証】 指導主事の派遣により学校への適切な指導・助言が行える体制が確立してきました。また、各小中学校に町費による非常勤講師を9名配置することにより、児童生徒の学力向上を図りました。「学力・授業力向上推進リーダー及び協力員」による授業研究を深めた上での公開授業を2回開催しました。 小中一貫校となって6年目を迎えた新田学園は、これからも施設一体型の利点を活かし、9年間の系統性・一貫性のある授業や行事を行い、児童生徒及び教師の交流を図りつつ、より良い教育活動に取り組んでいきます。 また、上新田小中学校も小中一貫教育校「学びの丘 上新田学園」として、平成30年4月開校しました。
【方向性】 現状維持	【理由】 引き続き指導主事の派遣を受け、学校への指導助言の強化、学校と教育委員会とのパイプ役としての役割を担ってもらいます。また、非常勤講師の配置やけやき教室の開設により児童生徒へのきめ細かな指導を継続して行います。 上新田小・中学校は上新田学園として施設一体型の小中一貫校へ移行したが、よりよい小中一貫教育の在り方の研究を進め、全中学校区での小中一貫教育を目指します。

③ 読書推進事業の展開

(第3節教育・文化・人づくり_Ⅱ 業務教育_2 教育内容の充実)

◆ 「読書のまち新富づくり」のもと学校内でも読書活動を推進します。

- ① 学校図書サポーターを学校区ごとに1名ずつ配置するとともに、読書推進協議会及び新富町小中学校読書推進委員会との連携を図り、学校図書館のより一層の活用を図ります。
- ② 毎月20日～26日をファミリー読書週間とし、23日をファミリー読書の日とすることで、家族での読書活動を推進します。
- ③ 幼保小連携モデル事業を活用するなど連携した読書活動の充実を図ります。

【評価】 ○	【検証】 学校図書室の蔵書数は6校合わせて6万冊であり、町内すべての学校
----------------------	--

	で文部科学省基準冊数を充足しています。ファミリー読書も定着しており、新富町小中学校読書推進委員会の主催の各読書コンクール（完読賞、多読賞、手作り絵本、読書感想文）では多数の児童生徒が表彰されています。 幼保小連携モデル事業では、富田小が町内幼稚園・保育所で行う読み聞かせ事業を実践しており、他の学校でも同様の事業が広がっています。
【方向性】 拡充	【理由】 学校図書サポーターを配置するとともに、新富町小中学校読書推進委員会との連携を図り、学校図書館のより一層の活用を図ります。 また、幼保小連携モデル事業の活用等により異校種間での連携した読書活動の充実を図ります。さらに総合交流センターきらりを利用し読書活動の推進に努めます。

④ 健康安全教育・食育の推進・道徳教育

（第3節教育・文化・人づくり_Ⅱ 業務教育_2 教育内容の充実）

- ◆ 体力向上と保健・安全教育の充実、事故防止と危機管理体制の確立を図ります。
- ① 「早寝早起き、歯磨き、朝ご飯運動」を推進します。
 - ② 食に関する指導（食育）及び「地産地消の日」「弁当の日」の取り組みを推進します。
 - ③ 交通安全指導の推進、緊急非常時体制組織を点検し、対応マニュアルに基づく非常時訓練を支援します。
 - ④ 学校の教育活動全体をととして道徳教育を推進するとともに、体験を通して道徳的実践力を高めます。

【評価】 ○	【検証】 各学校で学校経営案、防災・危機管理マニュアル等を作成し、教職員が共通理解した上で、児童生徒への健康安全教育等について推進を行っています。 また、今年度は小中学校3校において、弾道ミサイルを想定した避難訓練も行いました。
【方向性】 現状維持	【理由】 学校経営案、防災・危機管理マニュアルについては、毎年内容の検討見直しを行い、学校教育・家庭教育・社会教育の充実を図ることを今後も継続していきます。

⑤ 生徒指導等の充実

（第3節教育・文化・人づくり_Ⅱ 業務教育_2 教育内容の充実）

- ◆ 学校教育の充実を図ります
- ① 児童生徒の心のケアのため、スクールアシスタントを配置し、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを活用します。
 - ② 中学生海外派遣研修を行います。
 - ③ 各小中学校のパソコン教室用パソコンの更新を行いICT環境の再構築を行います。パソ

コンや電子黒板を有効活用します。 ④ 家庭・学校・地域での「あいさつ運動」を推進します。 ⑤ 西都児湯いじめ問題対策専門家委員会等の関係機関と連携して子どもの抱える問題行動の解決や未然防止等に取り組みます。	
【評価】 ○	【検証】 スクールアシスタントについては、特別支援教室に対応が必要な児童がおり配置しました。 中学生海外派遣研修では、中学2年生26名を台湾に派遣しました。台湾の中学生との交流や視察を通して、文化や生活の違いを直に体験しました。 各小中学校のパソコン教室用パソコンの更新については、小学校には主にタブレット、中学校にはデスクトップ型パソコンを導入した。また小学校に導入している電子黒板、小中学校のパソコンについては、授業やクラブ活動において活用を図っています。 子どもの抱える問題行動の解決等については、ケース会議の開催、関係機関との連携、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどにより対応しました。 各学校では、生徒指導部の目標等に「あいさつ運動」等を掲げるとともに、登校時間の朝のあいさつ運動に取り組んでいます。また、PTAと連携して定期的な朝の街頭指導も実施しました。
【方向性】 拡充	【理由】 生徒指導等の充実については今後も継続的に推進していく。案件によっては、西都児湯いじめ問題対策専門家委員会の活用も図ります。 中学生海外派遣研修については、毎年多くの応募者がいるので、日本、新富の良さのみならず、外国の良さを考える機会となるよう内容の充実を図ります。 校務用パソコンは、更新の時期を迎え、修繕も多くなっているため、後継機器への更新を行います。

⑥ 家庭・地域社会・学校の連携	
(第3節教育・文化・人づくり_Ⅱ 業務教育_2 教育内容の充実)	
◆ 心豊かな児童生徒の育成を図ります。地域の行事などに積極的に参加し、郷土に誇りを持つ児童生徒の育成を図ります。	
【評価】 ○	【検証】 学校給食における地産地消の取組や上新田小学校の座論梅の梅ちぎりの行事、地域に伝わる伝統芸能を学習・発表する機会を作るなど生涯学習課、PTA、各学校などと連携を図りながら、総合的な学習の時間等で、心豊かな児童生徒の育成を行いました。
【方向性】 現状維持	【理由】 学校の教育活動において、地域の方に指導者となってもらったり、地域の教育財産を活用したり、学校外の活動に積極的に参加したりしながら

ら、郷土に誇りを持つ児童生徒の育成を進めて行きます。

⑦ 特別支援教育の充実

(第3節教育・文化・人づくり_Ⅱ 業務教育_2 教育内容の充実)

- ◆ 個々の児童生徒の障がいの状況に応じた特別支援教育を推進します。
- ・ 適応指導教室（けやき教室）を設置し、個々の児童生徒に向き合ってきたきめ細やかな教育を推進します。

【評価】 ○	【検証】 就学相談会、就学時健診、保護者面談、就学指導委員会の実施により、障がいの早期発見に努め、子どもの特性に応じた特別支援教育を推進しました。 適応指導教室（けやき教室）については、年度当初生徒2名の個別対応を行っていましたが、その後新たに1名の生徒を受け入れました。
【方向性】 現状維持	【理由】 特別な教育的支援を必要とする児童生徒が増加傾向にあることから、今後も個々に応じた教育を行います。

生涯学習課

↓ 29 年 10 月 1 日現在

課長	河野 佐知子
生涯学習グループ長	甲斐 雅啓
文化振興グループ長	有馬 義人

1. 課の役割

生涯学習課は、生涯学習グループ及び文化振興グループで構成され、新富町教育基本方針並びに教育施策のもと、1. 町民の生きがいづくりの推進 2. 豊かな心を育む青少年の育成 3. 読書推進による人づくり・町づくり 4. 文化財の保護活用と文化活動の推進 5. 生涯スポーツの推進（社会体育の充実）を行います。

2. 個別事業とその目標

① ブックスタート事業・家庭教育支援事業

（第3節 教育・文化・人づくり _I 幼児教育）

- ◆ 乳児健診に合わせて親子に絵本の配布を行う「ブックスタート事業」や読み聞かせと音楽を取り入れたイベント「夢いっぱいひろば」の開催により絵本を通じた親子のふれあいを啓発します。
- ◆ 町地域婦人連絡協議会の皆さんが行う小学校の参観時の託児事業を支援します。

【評価】 ○	【検証】 「ブックスタート事業」は関係課並びにサポーターの方々と連携し、読み聞かせの他、絵本の選び方などの相談及び地域の子育て支援の情報提供等を行うことができました。絵本との出会いを通して読書への関心を深めていただくとともに親子や子育て世代間のコミュニケーションの場につなげることが今後の課題です。 「夢いっぱいひろば」は、絵本の読み聞かせや音楽を通して親子の触れ合いの場を提供する事が出来ました。 小学校での託児は、町婦人連絡協議会の協力によりスムーズに実施していただくことが出来ました。
【方向性】 現状維持	【理由】 「ブックスタート事業」は子どもの読書のきっかけづくりとして、また子育て支援事業としても重要な事業であることから、今後も関係各課と連携しながら実施していきたいと考えます。 「夢いっぱいひろば」は文化会館において実施してきましたが、今後は、読書推進事業を図書館中心に実施していくこととし、催しとしては今年度で終了します。 託児事業は、家庭教育支援事業としてニーズも高いことから町婦人連

絡協議会の協力を得ながら継続していきます。

② 子ども体験活動支援事業等

(第3節 教育・文化・人づくり _Ⅲ 青少年健全育成_ 1 青少年健全育成)

- ◆ 町内各中学校区で活動する育てる会やキッズキッチン、サタデーサイエンス、子どもフェスティバルなど運営実行委員会やボランティア団体と連携して子どもの体験活動を推進・支援します。

【評価】 ○	【検証】 各事業とも学校を通じて募集を行い、事業企画する団体や地域の協力のもと計画的に実施することが出来ました。事業によっては活動内容の見直しや整理が今後の課題となっています。
【方向性】 現状維持	【理由】 学校教育では経験できない創作的な教室が実施できていますので、豊かな心を育む体験活動として今後も学校や地域と連携しながら事業を継続していきたいと考えます。

③ 新富町チャレンジスクール事業・子ども会育成事業

(第3節 教育・文化・人づくり _Ⅲ 青少年健全育成_ 1 青少年健全育成)

- ◆ しんとみチャレンジスクール事業に取り組み、自ら考え行動する子ども達を育成します。
- ◆ 宿泊体験事業やレクリエーション活動を通じて、連帯感や達成感、公共心を学ぶ子ども会活動の支援を行います。

【評価】 ○	【検証】 しんとみチャレンジスクール事業では、生涯学習課が主催するイベント等の準備や運営に積極的に取り組み、さまざまな体験をすることができました。 子ども会活動では、宿泊体験やレクリエーション大会に中学生ボランティアが参加するなど、より幅のある世代での交流事業を企画することができました。 中高生などの活動参加や活動を支援する指導者の確保や、保護者の理解と協力による事業参画が今後の課題となっています。
【方向性】 現状維持	【理由】 チャレンジスクール事業と子ども会活動を総体的に統合し、事業運営できるよう調整する必要がありますが、子どもの貴重な体験活動として、今後も継続したいと考えています。

④ 青少年の健全育成事業

(第3節 教育・文化・人づくり _Ⅲ 青少年健全育成_ 1 青少年健全育成)

- ◆ 青少年の意見発表の場として青少年の声を聴く集いを開催します。

◆ 青少年育成町民会議を中心としたあいさつ運動、青少年の見守りに取り組みます。	
【評価】 △	【検証】 青少年の声を聴く集いでは、町内の小中学校の代表者が発表を行い、中学生を対象とした講演会を開催しました。 青少年育成町民会議ではあいさつ運動や交通安全活動等を中心に推進事項に掲げ、地域での子どもの見守り活動を行いました。学校と地域が連携し青少年健全育成のための事業を展開していくことが今後の課題です。
【方向性】 現状維持	【理由】 青少年の声を聴く集いは、町や自分の未来のことを発表することを通じて社会の一員であることを自覚すると同時に行政への関心を高める貴重な機会であることから今後も継続したいと考えます。 青少年育成町民会議は地区委員の大半が一年交代であることから、組織について検討が必要ですが、「地域の子どもは地域で育てる」の理念のもと事業を継続したいと考えます。

⑤ 新田公民館の移転適地選定事業

(第3節 教育・文化・人づくり _IV 生涯学習_ 1 生涯学習環境の整備)

◆ 河川改修に伴い移転計画のある新田公民館の移転先の適地選定を行います。	
【評価】 ○	【検証】 新田公民館の移転先の適地を選定するため、アンケートを含めた現状調査を行い、候補地の選定を行うことができました。
【方向性】 -	【理由】 適地選定事業は終了し、今後は河川改修による移転交渉や移転先の用地取得等をすすめ、施設の内容を整理して、実施設計等を行う予定です。

⑥ 生涯学習活動の促進

(第3節 教育・文化・人づくり _IV 生涯学習_ 2 生涯学習活動の促進)

◆ 町民のニーズ、年齢層にあった生涯学習講座を開講し、学習機会の場を提供します。 ◆ 各地区における生涯学習活動に対し講師助成を行い、自治公民館活動の生涯学習を支援します。 ◆ 町民の生涯学習活動の発表の場として「生涯学習ウィーク」を開催し、生涯学習の啓発と推進を図ります。	
【評価】 ○	【検証】 受講希望の多い教室等を継続する一方、新規講座を取り入れながら新たな受講者に興味を持って参加していただく機会提供ができました。 また、高齢者を対象とした通年教室では、身近なテーマの講話や町外研修等も含め多様な学びの場・交流の場を提供する事ができました。

	自治公民館の生涯学習講師助成は2地区で活用がありましたが、より多くの地区で活用されるよう周知工夫をする必要があります。 「生涯学習ウィーク」にて作品展示・芸能発表を行い、創作活動表現活動の生涯学習発表の場となりました。
【方向性】 現状維持	【理由】 総合交流センターを生涯学習の拠点として、自主活動団体や講師と協力して事業を企画し、今後も学びと交流の輪が広がるよう生涯学習の機会提供を推進していきます。

⑦ 成人式自主運営

(第3節 教育・文化・人づくり _IV 生涯学習_ 2 生涯学習活動の促進)

- ◆ 新成人者より実行委員を募集し、実行委員会組織による成人式の自主企画・運営を支援し、新成人の社会参加を促進します。

【評価】 ○	【検証】 成人式実行委員会の募集を行い、実行委員会の企画会議等で助言・支援を行いました。特に今年度は町在住の外国人研修生が式に参加する等、国際色豊かで思い出に残る成人式を実施することができました。
【方向性】 現状維持	【理由】 次代を担う若者の成人の節目を祝い、思い出に残る式典が実施されるよう、実行委員の企画運営を今後も支援していきたいと考えています。

⑧ 読書環境整備及び推進事業

(第3節 教育・文化・人づくり _IV 生涯学習_ 2 生涯学習活動の促進)

- ◆ 読書環境充実のため図書館の蔵書の整備を進めるとともに、「読書だより」を発行し啓発を図ります。
- ◆ 「しんとみ読みがたり」を開催し読書活動の推進を図ります。
- ◆ 各種団体(実行委員会等)との連携による催しを企画し図書館の利用者の拡大を図ります。
- ◆ 子どもの読書活動の施策を推進するための「子どもの読書推進計画」策定に取り組みます。

【評価】 △	【検証】 年間5,000冊の図書館の蔵書整備と年4回の「読書だより」発行については計画通りに実施することにより、読書環境の充実に努めました。 「しんとみ読みがたり」は小学生との音読発表や手作り絵本サークルの新作発表とゲスト公演を取り入れるなど充実した内容で実施できました。 「子どもの読書推進計画」の策定は、図書館協議会を中心に校長会や小中学校読書推進委員会などの会議においてご意見をいただきながら策定の準備をしてきました。
【方向性】 現状維持	【理由】 「図書館の蔵書整備」と「読書だより」の発行は、今後も読書活動の

啓発に欠かせない事業として継続していきます。

子どもの読書推進計画については、年度内の策定ができませんでしたが、平成30年度上半期には策定する予定です。

⑨ 文化財の環境整備及び活用

(第3節 教育・文化・人づくり _V文化・スポーツ)

- ◆ 新田原古墳群の整備を継続し、周遊できる空間づくりに努めます。
- ◆ 埋蔵文化財の調査を進めます。
- ◆ 資料館を学習の場として活用を図ります。
- ◆ 関係自治体と連携し、日本遺産等の取組みの研究を進めます。

【評価】 ○	【検証】 新田原68号墳の調査を計画通り実施しました。資料館は、特に児童生徒の施設見学や古墳見学と一体的な学習の場として活用されています。 日本遺産の登録に向けた作業は、西都市・宮崎市とともに協議し、2月の登録申請を行い、5月に認定を受ける事ができました。
【方向性】 現状維持	【理由】 古墳群整備は国、県の補助事業を活用しながら計画的に進めていきます。 また、百足塚古墳出土埴輪については今後国の重要文化財指定を目指し、文化庁と協議しながら修復作業を進めていきます。 日本遺産については登録が決定したため、補助事業を実施しながら事業運営していく予定です。

⑩ 文化活動の推進

(第3節 教育・文化・人づくり _V文化・スポーツ)

- ◆ 文化会館の利活用を円滑に行うため、適正な維持管理を行います。
- ◆ 町内の無形民俗文化活動の継承を支援します。

【評価】 ○	【検証】 文化会館の指定管理者に対し、日常的な文化会館の管理や自主文化事業のモニタリングを通して助言と指導を行い、協議をすすめながら事業実施と維持管理が図られるよう努めました。 また、今年度大ホールの「調光操作卓設備の改修工事」を実施しました。今後も施設設備の適正な維持管理のため、計画に沿った改修を実施していくことが課題です。 町の指定民俗文化財の「元禄坊主踊り」、「新田神楽」は保存会により例年通り公開が行われ、多くの町民に披露することができました。各団体とも後継者育成や、用具の更新に必要な財源確保が今後の課題です。
【方向性】	【理由】

現状維持	指定管理者制度の4期目を迎え、今後も円滑な文化会館運営をすすめるため、指定管理者に対する指導協力を行ってくとともに、適正な維持管理のため、改修計画に沿った施設の整備を行っていきます。 町内の無形民俗文化活動の継承を支援し、町内外への情報発信に努めたいと考えています。
------	---

⑪ 生涯スポーツ活動の促進

(第3節 教育・文化・人づくり _V 文化・スポーツ)

- ◆ 各年齢層に応じた各種スポーツ教室、大会を開催します。
- ◆ スポーツ推進委員の派遣を通じてニュースポーツ等の普及と指導を行います。
- ◆ 全国、九州大会出場に要する費用の助成を行います。
- ◆ 関係各課と連携し、健康長寿とスポーツ習慣の意識の醸成を図ります。

【評価】 ○	【検証】 開催したスポーツ教室並びに自治公民館対抗スポーツ大会や各競技団体が主管として開催する大会ともに、関係団体と連携を図りながらスムーズな大会を運営する事ができました。 スポーツ推進委員は、学校や地域の派遣依頼に応じ出前教室を開催しています。出前教室は好評で毎年派遣依頼も増加しており、積極的にニュースポーツの普及等行っています。 全国、九州大会出場に要する費用の助成については、<u>申請件数 11 件、合計 87 万円</u>の助成を行いました。
【方向性】 現状維持	【理由】 地域活動やスポーツ少年団活動を推進する上で重要な事業であるため、今後も継続していきます。

⑫ 体育施設管理及び整備

(第3節 教育・文化・人づくり _V 文化・スポーツ)

- ◆ 体育施設の適正な管理と整備に向けて調査・研究を行います。

【評価】 △	【検証】 過去の補修や管理のための委託実績等を整理し、経年的に必要な改修計画を立てるための準備を行ってきました。 適正な維持管理のため、施設ごとの中長期計画を立てることが今後の課題です。
【方向性】 拡充	【理由】 公共施設の総合的な整備計画を立てて、施設を維持改修し、あるいは整備し、利用度の少ないものを整理するなど、長期的な展望を持って事業を進めていく必要があります。

⑬ スポーツを通じた交流人口の拡大

(第3節 教育・文化・人づくり _V 文化・スポーツ)

◆ スポーツ交流センターのPRを町内外で行い、利用促進を図ります。

【評価】 △	【検証】 富田浜スポーツ交流センターは、利用者の評判は好評であり、昨年度を超える 673 人の利用がありましたが、積極的なPRができませんでした。 今後は、テニスコートや運動広場等の施設の活用と結びつけた利用形態を町内外のスポーツ団体や学校等に提案し、交流人口の拡大につなげることが課題です。
【方向性】 拡充	【理由】 今年度は宮崎県コンベンション協会を通じて海外の硬式野球のアマチュアチームの合宿の相談がありましたが、実現には至りませんでした。 合宿のできる施設として情報発信に努めるとともに、既存のスポーツ施設の環境整備を図ることにより、スポーツ交流センターとの一体的な利用促進につなげ、交流人口の拡大に努めたいと考えます。